大月市景観計画






はじめに



緑豊かな山々や桂川をはじめ大小の河川が織りなす風景、旧甲州街道の街並みや名勝猿橋に代表される歴史・文化的景観、岩殿山をはじめ秀麗富嶽十二景に代表される山々からの富士山の美しい眺めは、本市ならではの景観であり、市民共有のかけがえのない財産であるとともに、県内外から多くの方々が訪れる観光スポットになっています。

これらの貴重な景観資源を次世代に引き継いでいくことは、現代に生きる私たちの責務でもあるとの考えから、本市では景観行政を主体的に担うべく、平成２４年１月に景観法に基づく「景観行政団体」に移行しました。

良好な景観は、私たちが生活する中で潤いやゆとりなどの精神的なやすらぎを与えてくれるだけでなく、豊かな生活環境を創造する上でまちづくりには欠かせない要素であり、良好な景観づくりの取り組みを進めることにより市民の皆様がまちへの愛着や誇りを持ち地域が活性化されるなどの効果も期待されます。

本計画は、本市の特性に応じた景観を保全、修復、創造、活用するための方針を定めたものであり、市民・事業者・行政が一体となって魅力ある本市の景観を創り上げていくことを目的としています。

特に、魅力ある本市ならではの景観を創り上げていく上では、市民や事業者の皆様のご理解とご協力が不可欠であることから、行政においても皆様といっしょになって一つひとつ実現していきたいと考えております。

つきましては、市民や事業者の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただきますとともに、良好な景観づくりに向けて、行政とともに取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にご尽力いただきました大月市景観計画策定委員会の委員の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

平成２５年３月

大月市長　石井由己雄

目　次

Ⅰ　景観計画策定の考え方……1
１．景観計画とは……1
２．景観計画の位置づけ……2
３．策定体制……3
４．景観計画の見直しについて……4

Ⅱ　景観特性の整理……5
１．広域的な立地条件……5
２．景観資源の整理・把握……6

Ⅲ　景観形成における課題の整理……25
１．景観の保全に向けた課題……25
２．景観の修復に向けた課題……27
３．景観の創造に向けた課題……29
４．景観の活用に向けた課題……31

Ⅳ　景観計画……32
１．景観の将来像……32
２．景観形成の基本目標……33
３．景観計画区域と地区設定……35
４．重点景観形成地区……37
５．景観形成の方針……38
６．景観形成基準……45
７．景観資源等の質的向上に関する事項……54
８．景観計画推進方策の検討……57

附　資料編……**資料-1**
１．景観計画の策定経過……資料- 1
２．住民アンケート調査……資料-15
３．用語集……資料-30

Ⅰ　景観計画策定の考え方

１．景観計画とは

（１）景観法と景観計画

「景観法」は、国の政策である「美しい国づくり政策大綱」と「観光立国行動計画」がまとめられたことを受けて、平成16年6月に定められた法律です。これまで地方自治体が独自に進めてきた景観づくりに関わる取り組みを「景観法」に基づいて行うことが可能となりました。

「景観計画」は、景観法第8条の規定に基づく法定計画であり、潤いのある豊かな生活環境の創造や個性的で活力のある地域社会の実現により地域の健全な発展に寄与するため、景観に関わるまちづくり施策の指針として策定するものです。

（２）景観計画策定の目的

大月市の景観は、市街地を取り巻く山々の豊かな緑や桂川をはじめとした清流などの美しい自然景観に加えて、旧甲州街道の宿場町の面影を残す街並みや名勝猿橋などの歴史的な景観、再整備された大月駅前を始めとした新たな活力を感じさせる市街地景観など、多様な要素から構成されており、これらが市域の特徴ある景観を形成しています。

しかしながら、これらの景観を良いものにしたい、残したいという思いはあっても市民共通の目標や具体的なルールがなく、また法的な実効性が必ずしも高くないため、土地の利用のしかたや建物の建て方への景観的な配慮を「お願いする」ことしかできませんでした。

「景観計画」では、このように美しく魅力ある景観を守り活かしていくとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造や個性的で活力のある地域社会の実現により地域の健全な発展に寄与することを目的に、景観に関わるまちづくり施策の指針として策定するものです。

（３）景観計画の意義

私たち市民にとっての本市の景観は、普段から見慣れたあまりにも身近な存在であるため、その価値を見逃しつつありますが、来訪者は春の桜、夏の緑、秋の紅葉など季節とともに彩りを変える山々や宿場町の面影を残す街並みに良きふるさとを感じています。

景観計画に基づく風景づくりは、こうした地域固有の景観を再確認し、その価値の重要性を認識するとともに、地域への愛着や誇りを高め、様々な取り組みへの動機づけとなります。

また、市民・事業者と行政の適切な分担と連携のもと様々な取り組みを実践することにより、本市の良好な景観形成を実現することが可能となります。

その結果、地域の印象や魅力が高まることで、「緑とせせらぎと未来のまち・大月市」としてのブランド力の向上や来訪者の増加など、広く地域活性化やまちづくり推進に繋がることが期待されます。

（４）策定主体

「景観計画」は、景観行政の担い手となる「景観行政団体」が作成することになっており、平成24年1月に景観行政団体となった本市が策定主体となります。

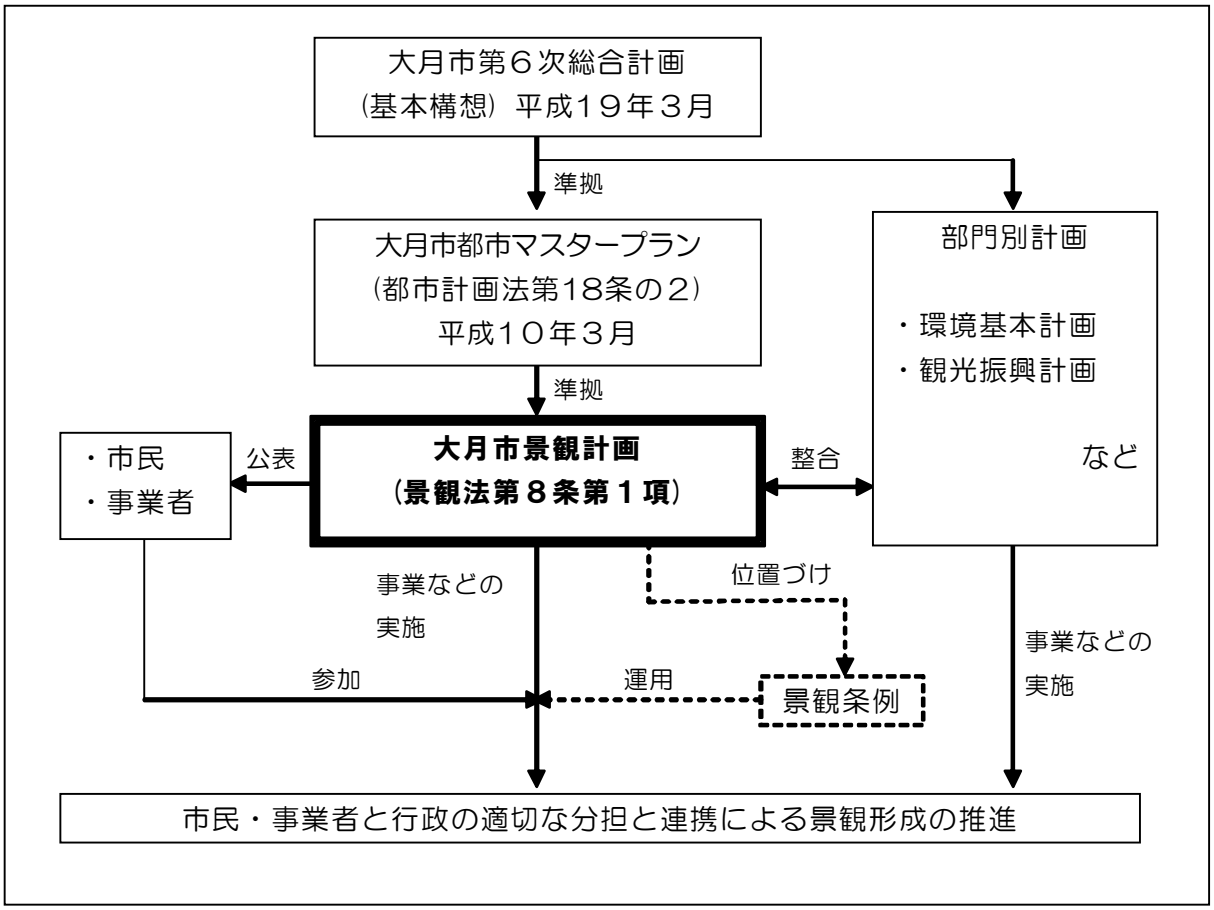
２．景観計画の位置づけ

景観計画は、上位計画である「大月市第６次総合計画」や「大月市都市マスタープラン」との整合性を図りながら景観の特性や課題を明らかにし、良好な景観の実現に向けた考え方やその方向を定めるとともに、実現のための方策及び手段を明らかにする「景観部門のマスタープラン」として、市民の意見を反映させながら創意工夫のもと策定しました。

景観計画は、本市の良好な景観づくりを進めるための景観的な配慮を市の他の行政分野が進める施策や市民、事業者が行う土地利用や建築行為等に求めるものとなっています。

しかしながら、道路の安全性やバリアフリー、河川の安全性などそれぞれの施設が本来持つべき機能は、当然に優先されるものであり、景観計画に定める方針や基準は、これらの機能を備えた上で、建築物や構造物などが創り出す空間の質の向上を求めるものです。

このことから、今後の景観づくりに向けては、景観計画に基づき他の部門別計画との整合や事業などとの調整のもと取り組みを進めることとなります。

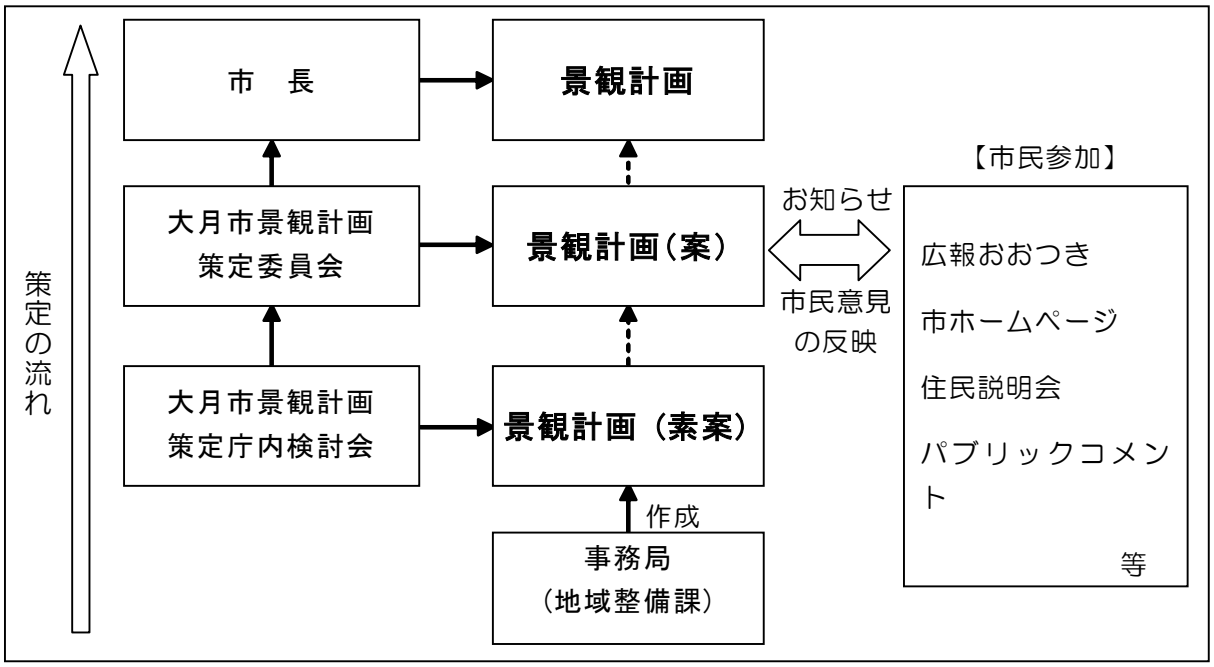


図Ⅰ－１　景観計画の位置づけ

３．策定体制

景観計画の策定にあたっては、市民と行政の協働が不可欠であり、その指針となる「大月市景観計画」には、市民と行政が共有する本市の景観特性、景観づくりを進める上での課題、今後の景観のあり方が明示される必要があります。

このため、景観計画は市民の代表が参画した「景観計画策定委員会」での審議を経るとともに、「広報おおつき」や「市ホームページ」による情報提供、２回の「住民説明会」や「パブリックコメント」などを通じて、住民意見の把握と計画への反映に努めながら、次の体制で策定を進めました。



図Ⅰ－２　景観計画の策定体制

（１）大月市景観計画策定委員会

学識経験者、有識者、議会代表、各種関係団体代表、住民代表、行政関係者からなる「大月市景観計画策定委員会」を設置し、景観計画を総合的かつ専門的な見地から検討しました。

（２）大月市景観計画策定庁内検討会

本市の関係各課からなる「大月市景観計画策定庁内検討会」を設置し、景観形成に関する方針や計画及び事業等の調整など、行政の立場からの景観計画の素案を検討しました。

４．景観計画の見直しについて

本市の良好な景観を将来にわたって守り活かすため、景観づくりは長い時間をかけて実施する必要があり、本市の景観づくりにおける基本的な方針となる本計画は、取り組みの進み具合や新たな課題への対処、市民・行政などの景観に対する意識の高まりなどに対応し、この景観計画自体が発展成長するよう適切に見直しを行わなければなりません。

このため、景観づくりへの新たな課題が生じた場合などにおいては、「大月市総合計画」や「大月市都市マスタープラン」などの上位計画と整合性を図りながら、実情に即した計画の変更を必要に応じて行うものとします。

Ⅱ　景観特性の整理

１．広域的な立地条件

本市は、山梨県の東部に位置し、東は上野原市、南は都留市、富士河口湖町、西は笛吹市、甲州市、北は小菅村に囲まれています。

東京都心から西に約 75 ㎞圏、山梨県都の甲府市からは東に約 35km の位置にあり、いずれも中央自動車道、国道 20 号や JR 中央本線などの幹線交通網によって結ばれています。

さらに、これらの東西交通軸に交差して、都留市・富士河口湖町へ向かう国道 139 号や富士急行線などの分岐点に位置することから、古くから交通の要衝（ようしょう）となっています。

また、本市は富士山の北東約 30km に位置しており、富士山観光の玄関口であるとともに市内随所から雄大な富士を望む景勝地としても知られています。



図Ⅱ－１　本市の広域的な位置

2．景観資源の整理・把握

本市の景観特性を把握するために、景観資源を「性質要素」と「形態要素」から下表のように分類し、その特徴を整理します。

表Ⅱ－１　景観資源の分類（性質要素）

性質による分類	内　　容
自然的景観資源	基本的な景観の骨格を形作り、地域特性に多大な影響を与える自然的な景観資源 ・山景：独立峰、山並みなど ・水景：河川、湖沼、水路、わき水など ・緑景：特色ある樹林地、農地、銘木、自然公園、街路樹など ・動物：小動物生息地、希少昆虫生息地など
歴史的景観資源	過去の社会・経済やまちづくりの状況など、先人たちの暮らしを伝えてくれる歴史的な景観資源 ・社寺（建造物） ・歴史的建造物 ・古墳、遺跡 ・古道、道標など ・祭礼、民俗芸能
都市的景観資源	現在の社会・経済やまちづくりの状況など、私たちの暮らしが反映された都市的な景観資源 ・主要公共公益施設 ・民間大規模施設、産業施設（大規模店舗、大規模工場、工業団地、商店街など） ・交通施設（道路、鉄道、橋梁） ・特色ある街並み
心象的景観資源	市民の意識の中に刻まれた心象的な景観資源や景観形成に向けた市民活動 ・歌などに歌われる風景 ・意識調査などに見られる風景 ・景観形成に向けた市民活動

表Ⅱ－２　景観資源の分類（形態要素）

形態による分類	内　　容
点的景観資源	形態的な特性が際だっており、その場所を象徴的に伝えるもの、目印となるもの
線的景観資源	境界となって景観を視覚的に限定するもの、景観の骨格を形成するもの、動いて見ることで、連続的に景観を認識するもの
面的景観資源	同質性や類似性からまとまりのあるもの、周囲との異質性から際だった特性をもっているまとまり

（１）自然的景観資源の整理・把握

本市の自然的景観資源について、以下のとおりに整理します。

① 自然的景観資源の分類

表Ⅱ－３　自然的景観資源の分類

	点	線	面
山　　景	独立峰	稜線	谷戸
水　　景	わき水	河川、水路	湖沼、ダム湖
緑　　景	古木・銘木	街路樹、並木、遊歩道	特色ある樹林地・植生、農地、自然公園など
動　　物			小動物生息地、希少昆虫生息地

表Ⅱ－４　分類別の自然的景観資源

	点	線	面
山　　景	富士山、秀麗富嶽十二景をはじめとする山々 笹子峠、大峠、石丸峠など	関東山地、丹沢山地によって構成される稜線	市域の９割弱を覆う山林
水　　景	小篠貯水池	桂川、葛野川、笹子川、真木川、浅利川、小沢川、浅川川、奈良子川、大鹿川、無数に存在する沢	松姫湖（葛野川ダム）、シオジの森ふかしろ湖（深城ダム）
緑　　景	笹子峠の矢立のスギ、藤沢の大スギ、鶴瞑野のエノキ、浅利の千本マツ、覚城のカエデ、小和田のサクラ、無辺寺のトチノキ、小篠のイトヒバ、鳥沢のコノテガシワ、堀ノ内の大ケヤキ	藤沢の四季折々の道路景観、大鹿川の桜並木、葛野川の桜並木	シオジの原生林、笹子のシラカバ林、田園風景、カタクリの群生地、多様な野草
動　　物	ホタルの生息地、サンショウウオの生息地	放流されたアユ、ニジマスなどの釣り場	

② 自然的景観資源の概況

■ 山景

・本市は関東山地上に位置しており、市域の９割弱が森林に覆われています。
・北部には雁ヶ腹摺山（がんがはらすりやま）や滝子山、百蔵山、扇山など、南部には倉岳山や高川山などの山々があり、緑豊かな山並みに囲まれて市街地が形成されています。
・市内の至る所から富士山を望むことができ、山頂からの眺望が美しい山々を「秀麗富嶽十二景」に選定しています。特に雁ヶ腹摺山は、500円紙幣の富士山が撮影された山として知られています。


雁ヶ腹摺山からの富士山

・市の中央部にある標高634ｍの岩殿山は、平成24年5月に開業した東京スカイツリーと同じ高さであるとともに「秀麗富嶽十二景」の１つに選ばれており、中腹には丸山公園、岩殿城跡などがあり、市のシンボルとして広く親しまれています。
・豊富な森林資源を活かしたハイキングコースが設定されており、山頂からの美しい眺望や雄大な自然を身近に感じ、楽しむことができます。

■ 水景

・市域全体に広がる山地を縫うようにして、数多くの河川が流れています。
・水量豊かな桂川が東西に流れており、葛野川・笹子川・浅利川などの河川が桂川に注いでいます。
・浅川川や奈良子川が葛野川に注いでいるほか、それぞれの河川には無数の沢が注いでおり、非常に恵まれた水系を有しています。
・桂川をはじめとして、笹子川・真木川・葛野川などでは、アユやニジマス、ヤマメ、イワナなどが放流されており、シーズン中は釣りを楽しむ人で賑わいを見せるなど、市内の河川全域が釣り場としての可能性を有しています。


市域を東西に流れる桂川

・豊かな水量を誇る河川は発電用水としても利用されており、桂川流域に駒橋発電所、葛野川流域には葛野川発電所が整備されています。
・瀬戸地区の葛野川流域には、葛野川総合開発の一環として、高さ87ｍの重力式コンクリートダムの深城ダムによりシオジの森ふかしろ湖が整備されており、32haの貯水池の周囲には、桜の回廊や芝生広場などが設けられています。
・葛野川の源流の土室川には、葛野川発電所の下部ダムとして、高さ105ｍの重力式コンクリートダムの葛野川ダムにより松姫湖が整備されています。

■ 緑景

・市内には、県指定天然記念物として「笹子峠の矢立のスギ」、市指定天然記念物として「藤沢の大スギ」「寛城（ゆるぎ）のカエデ」など９件が指定されています。

・特に「笹子峠の矢立のスギ」は、樹高約22m、根回り14.8mと山梨県下でも有数の巨木として知られており、甲斐国誌や甲斐叢記（かいそうき）などの古書、葛飾北斎や二代広重の名画にも残されています。

・市内二十数箇所でアダプト・プログラム制度が導入され、ボランティアとなる市民と公共施設などとを「養子縁組」し、ボランティアとなる市民が「里親」となって「養子」である公共施設などの清掃や美化活動が定期的に行われることで、地域住民によるコミュニティ形成や地域活性化にも繋がり、環境保護意識が高まっています。



笹子峠の矢立のスギ

・猿橋駅南側の丘陵地に開発された桂台ニュータウンでは、ヤマボウシの並木道や個性豊かな公園や緑道が設けられ、街路には、シンボルツリーとなる桂の木をはじめナナカマド、もみじなど四季折々に街を美しく印象づける数々の並木が設けられており、ゆとりある整った街並みと緑に包まれた潤いのある住環境を維持することを目的とした緑地協定が締結されており、街区毎に個性的な景観が形成されています。

・大鹿川桜公園や葛野川流域、真木お伊勢山、岩殿山丸山公園などには多くの桜が植えられており、春になると一面に咲き誇る桜や列状に連なる桜並木が美しい景観を形成しています。

・瀬戸地区の葛野川流域には、シオジ、サワグルミ、カツラ、ブナ、ミズナラを主体とした典型的なシオジ－サワグルミ群集の林が見られ、小金沢土室自然保存地区に指定されています。なかでもシオジの原生林は「山梨の森林100選」に指定されています。

・市内の山々には、カタクリの群生をはじめとした様々な野草が自生しており、市民はもとより本市を訪れる人々の目を楽しませています。



カタクリの群生地

・集落地を中心として広がる農地には、農業従事者の高齢化などの影響から耕作放棄地が散見されます。

■ 動物

・笹子川上流の狩屋野川や葛野川支流の浅川川などの水辺にはホタルが生息しており、夏の夜には美しい景観を形成しています。

・市内の清流には、サンショウウオが生息しています。サンショウウオが生息するには良好な水辺の環境が求められることから環境指標性の高い生物と言われており、本市の有する良好な自然環境を表す生物と言えます。

（２）歴史的景観資源の整理・把握

本市の歴史的景観資源について、以下のとおりに整理します。

① 歴史的景観資源の分類

表Ⅱ－５　歴史的景観資源の分類

	点	線	面
社寺	神社、寺院		
歴史的建造物	城跡、旧居跡		
古墳・遺跡	古墳、遺跡		
碑・墓等	碑、墓等		
古道・道標・宿場等	一里塚	旧街道	宿場跡
祭礼・芸能等	祭り、民俗芸能		

表Ⅱ－６　分類別歴史的景観資源

	点	線	面
社寺	三嶋神社、御嶽神社 春日神社、諏訪神社 子の神社、真蔵院、 無辺寺など		
歴史的建造物	猿橋、星野家住宅など		
古墳・遺跡	岩殿城跡、円通寺跡 鎌田氏館跡、 子の神古墳、 宮谷白山遺跡		
碑・墓等	芭蕉の句碑、森武七墓碑、道祖神など		
古道・道標・宿場等	一里塚跡、 旧笹子トンネル	旧甲州街道 黒野田宿、阿弥陀海道宿、白野宿、中初狩宿、下初狩宿、花咲宿、大月宿、駒橋宿、猿橋宿、鳥沢宿など	
祭礼・芸能等	かがり火市民祭り、大月さくら祭り、山王宮祭り、福地八幡例大祭など数多く開催される祭り、 追分人形		

② 歴史的景観資源の概況

■ 社寺

・社寺は、山岳部を除く市域のほぼ全域に分布しており、特に旧甲州街道に沿って多数分布しています。
・歴史的な社寺も多く、下真木諏訪神社本殿、宝境寺薬師堂、大倉山諏訪神社本殿は、市内に現存する数少ない古い木造建築物であり、県や市の文化財にも指定されています。これらの社寺は、本殿以外にも「藤沢子の神社の大スギ」や「堀ノ内諏訪神社の大ケヤキ」など境内の大樹や社寺林を含めて歴史を感じさせる景観となっています。
・各地区の社寺は、境内に地区公民館が建てられ、地区を挙げての祭礼がとり行われるなどコミュニティの中心として地区住民の拠り所となっています。



堀ノ内諏訪神社の大ケヤキ

■ 歴史的建造物

・国の名勝指定を受けている「猿橋」は、「岩国の錦帯橋（きんたいきょう）」や「木曽の桟（かけはし）」などと並ぶ日本三奇橋の１つとされており、古くは安藤広重の「甲陽猿橋の図」や十返舎一九の「諸国道中金之草鞋（しょこくどうちゅうかねのわらじ）」などにも見ることができる市内で最も重要な歴史資源です。
・市の中心部にそびえたつ岩殿山は、平安時代に円通寺が建立されて修験道の修行場として知られていましたが、戦国時代には急峻（きゅうしゅん）な地形が着目されて岩殿城が築かれ、難攻不落の名城として知られました。現在は、秀麗富嶽十二景のひとつとして、ハイカーが訪れ、賑わいをみせています。
・甲州街道の下花咲宿の本陣であった星野家は、江戸時代には名主や問屋などを務めた名家であり、主家の他に籾蔵、味噌蔵、文庫蔵の三棟と家相図が国の指定文化財となっています。



日本三奇橋「猿橋」



星野家住宅

■ 古墳・遺跡

・百蔵山の山麓から中位段丘上にかけて広がる富浜町宮谷地区からは、石器や土器などの古の遺物が数多く発見されており、宮谷白山遺跡内には縄文中期の竪穴式住居を復元した家屋が一般公開されています。この他にも、市内には河岸段丘上を中心に百五十か所以上の古墳や遺跡が存在しています。

■ 碑・墓等

・松尾芭蕉が初狩に訪れた際に詠んだといわれる句「山賤（やまがつ）の おとがいとずる 葎（むぐら）かな」の句碑が初狩地区に残されているほか、市内には数多くの句碑が存在しています。

・天保７年（1836年）、貧農が穀商を襲撃したのを発端として、甲斐全体規模の一揆に発展した天保騒動の中心的人物であった「森武七」の墓碑が市の歴史資料に指定されています。

■ 古道・道標・宿場等

・甲州街道は、江戸時代に五街道の１つとして整備され、人・物資・文化・情報のルートとして栄え、現在も国道20号として山梨県の大動脈となっています。市内には江戸時代に設置された県内23の宿場の内10宿が置かれており、街道有数の宿場町が形成されていました。

・旧甲州街道と国道20号が重複する鳥沢・花咲・初狩などの沿道には当時の面影が残されており、歴史を偲ばせる街並みが見られます。

・笹子から甲州市に抜ける旧甲州街道は、元々は笹子峠を越えるルートを通っており、甲州街道最大の難所と言われましたが、昭和13年に旧笹子トンネルが整備され容易な旅路となりました。旧笹子トンネルの西洋の建築様式を用いた斬新なデザインは、今も大月市の歴史を語る象徴として市のサイン計画などに活かされています。



旧笹子トンネル

・江戸時代に設けられた一里塚は、大月市内には６箇所に整備されましたが、明治以降、道路や鉄道の工事の際に取り壊されたため面影はほとんど残っておらず、現在は下花咲の一里塚跡が市の歴史資料として指定されています。

■ 祭礼・芸能等

・本市には、各地域に根ざした身近なものから大規模なものまで歴史ある祭礼が数多く受け継がれており、中でも「山王宮祭り」と「福地八幡例大祭」が代表として挙げられます。

・笹子峠の登り口である新田地区に伝わる人形浄瑠璃「追分人形」は、18世紀中期に兵庫県淡路の人形使いによって伝えられたもので、山梨県の無形民俗文化財に指定され広く知られた民俗芸能となっています。

（３）都市的景観資源の整理・把握

本市の都市的景観資源について、以下のとおりに整理します。

① 都市的景観資源の分類

表Ⅱ－７　都市的景観資源の分類

	点	線	面
主要公共 公益施設	官公庁 学校		都市公園
民間大規模施設 産業施設	大規模店舗、大規模工場、旅館		工業団地、ゴルフ場など
交通施設	橋梁（きょうりょう）、トンネル、インターチェンジなど	道路、鉄道	
特色ある街並み	公営住宅、集会所	商店街、沿道住宅	住宅団地

表Ⅱ－８　分類別都市的景観資源

	点	線	面
主要公共 公益施設	市役所、市民会館、中央病院、総合福祉センター、郷土資料館、警察署、総合体育館、大月短期大学、都留高校、小中学校、各地区の集会所など		岩殿山丸山公園、猿橋公園、桂川ウェルネスパーク
民間大規模施設 産業施設	NEC、ニッセー、ダイエー、公正屋、笹一酒造（酒遊館）、真木温泉、JR大月変電所、駒橋発電所、ハツ沢発電所一号水路橋など	大月商店街、猿橋商店街	大月カントリークラブ 花咲カントリー倶楽部
交通施設	大月駅、猿橋駅、鳥沢駅、梁川駅、初狩駅、笹子駅、上大月駅、高月橋、新大月橋、笹子トンネル、大月インターチェンジなど	中央自動車道、国道20号、国道20号大月バイパス、国道139号、JR中央本線、富士急行線	
特色ある街並み	大月駅・市営住宅・県営住宅など		桂台ニュータウン、ゆりヶ丘団地、四季の丘団地など

② 都市的景観資源の概況

■ 主要公共公益施設

・主要公共公益施設として、市役所をはじめとして、中央病院や総合福祉センター、市営総合グランド、総合体育館、警察署、郷土資料館、大月短期大学、都留高校、小中学校などがあり、その大部分が大月から鳥沢にかけての市街地に集中しています。
・福祉・保健・医療の総合活動拠点である総合福祉センターは、国道20号沿道に立地する地上６階建ての建物であり、市街地の中の良好なランドマークとなっています。
・各地区の集会所や小中学校は、市民の暮らしに最も身近な公共施設であり、周囲の街並みへの波及やオープンスペースとしての活用も含めて各地区の景観形成の核としての活用が期待されます。
・公園は、市民の憩いの場としてだけでなく、緑の拠点やランドマークとしても景観的に重要な役割を担うものであり、市内には岩殿山丸山公園、猿橋公園、桂川ウェルネスパークの３つの都市公園が整備されています。
・岩殿山丸山公園は、岩殿山や城跡、ふれあいの館などとともに市のシンボルとして位置づけられ、景観的にも象徴的なランドマークとなっています。
・猿橋公園は、桂川に面して整備された都市公園であり、ゆったりとした空間や四季を感じさせる周囲の木々は重要な景観資源です。
・富浜地区の桂川ウェルネスパークは、「里山の自然を活かし、健康増進に寄与し、成長する公園」をテーマに整備が進められ平成23年３月に全体が開園した広域都市公園であり、本市を見渡す丘の上に農家の納屋を模した農業体験施設や雑木林（ぞうきばやし）や菜園、棚田などが整備され、里山の風景が演出されています。


桂川ウェルネスパーク

■ 民間大規模施設・産業施設

・民間大規模施設・産業施設として、NEC、ニッセー、ダイエー、公正屋、笹一酒造（酒遊館）、真木温泉、JR大月変電所、駒橋発電所、ハツ沢発電所一号水路橋などがあります。
・真木の丘陵地に立地するNEC大月工場は、その立地条件と個性的な外観によって、大月市の最も特徴的なランドマークとなっています。
・中央自動車道・JR中央本線の車窓から水圧鉄管が望める駒橋発電所は明治40年の完成以来、現在も稼働している水力発電所であり、下流にあるハツ沢発電所一号水路橋と併せて明治期以降の産業史を偲ばせる本市の原風景となっています。
・JR大月駅及び猿橋駅を中心とする商店街は、本市の中心的な商業集積地ですが、商業環境の変化や商圏人口の減少などの要因による厳しい状況を打開するよう努力しています。


市街地内の大規模店舗

・大月カントリークラブや花咲カントリー倶楽部は、美しい山々に縁取られたグリーンが広がる景観を有しており、コース上から市街地や遠くの山々を望むことができます。

■ **交通施設**

・JR中央本線、富士急行線、中央自動車道、国道20号、国道139号は、本市の骨格的な動線であるとともに来訪者が本市に出会う重要な景観軸です。

・中央自動車道は、丘陵地の斜面上を通っているため、市街地からは見上げる形となり、景観的に重要な要素の１つとなっています。



中央自動車道

・市内にはたくさんの河川が流れていることから多くの橋梁が存在していますが、橋梁の形やデザイン、色彩などは、橋梁を通過する際だけでなく周囲からの眺望にも配慮する必要があることから、景観的には非常に重要な位置づけにあります。

・谷深い丘陵地を流れる河川は渓谷を形成している箇所があり、橋梁の上から見た河川景観や遠景の眺望なども重要な景観要素となっています。

・新橋の架橋に伴い旧橋梁が残されている箇所においては、これらの旧橋梁もランドマークや眺望点としての整備など重要な景観資源としての活用が望まれます。

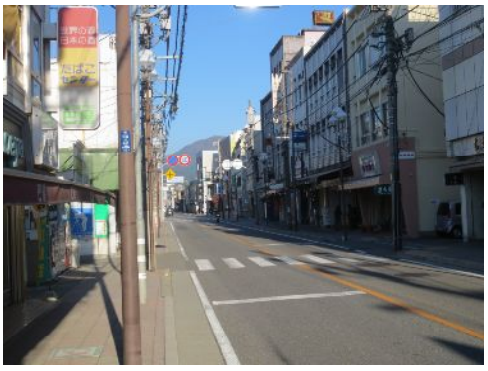
・笹子トンネルをはじめとしたトンネルはデザイン的にも工夫を凝らしたものが多く、国道139号を松姫峠に向かうトンネルにおいてもヤマユリや富士山などをモチーフとしたデザインが施されています。

・市内には６つのJR鉄道駅と２つの富士急行鉄道駅が存在し、市民の生活の場である上、来訪者が本市に降り立つ場ともなることから、中央自動車道大月インターチェンジとともに戦略的な演出が望まれます。

■ **特色ある街並み**

・JR大月駅を中心に、その周辺や国道20号沿いに本市の中心市街地が形成されています。

・JR大月駅前周辺では、大月駅を利用する人々に安全で快適な空間を提供できる賑わいと魅力あるまちづくりを実現するために、住民主体による「大月駅南口賑わい街並みづくり協議会」が組織されています。



国道 20 号沿いに形成される中心市街地

・大月駅南口賑わい街並みづくり協議会では、個々の建築物などが大月市の玄関口としてふさわしいものとなるよう景観ルールづくりの検討を行い、「大月駅南口賑い街並みづくり申し合わせ」を作成し、“賑わいのある街並みづくり”に取り組んでいます。

・JR大月駅北側では、工場跡地における用途地域の変更により商業地としての利活用が期待されており、駅前市街地と一体となった賑わいづくりが進められることが望まれています。



桂台ニュータウンの街並み

・市街地周辺の丘陵部には、ゆりヶ丘団地、桂台ニュータウンなどの大規模な住宅団地による新市街地が形成されており、それぞれが計画的な街路配置や建築協定・緑地協定の締結により良好な住宅地景観の形成に取り組んでいます。
・大月・猿橋・賑岡などの地区の中心には、市営住宅・県営住宅が立地しており、４～５階建ての中層建物は地域のランドマークとなっています。

（４）心象的景観資源等の整理・把握

心象的景観資源の整理にあたり本市の景観特性を把握するため、大月市民歌をはじめとする歌に歌われる風景を探るとともに、市民意識調査から心象的景観資源を整理します。

また、市内で行われている地域の景観形成や環境美化に向けた市民活動・地域活動などについて整理します。

① 歌われる景観資源

・「大月市民歌」及び「だいすき大月」に加えて、市内の小中学校校歌などに歌われた内容を確認すると、山・丘陵や川・水に関する景観資源、特に富士山・岩殿山・扇山・滝子山・笹子峠・桂川・葛野川・笹子川などが多く歌われており、サクラ・アジサイなどの花や雄大な星空を織り込んでいる歌も見られます。
・他に、名勝猿橋・岩殿城や岩殿山のさくら祭り・猿橋のあじさい祭りなどの景観や伝統的産業である機織(はたお)りの筬(おさ)の響きといった音景が歌われています。

表Ⅱ－９　大月市民歌等

大月市民歌 作詞：秋葉　望 作曲：竹中 重雄	**だいすき大月** 作詞：渡辺理恵子 作曲：平野　廣海
１　**桂川**水澄む岸べ もり上がる息吹は新 **うち交すおさのひびき**も 高らかに 力　力　力の都　大月市 あゝとこしえに 栄あれ ２　**みどりわく笹子の嶺**よ **岩殿**の手招くところ 虹のごと映えて文化を 咲きかざす 光　光　光の都　大月市 あゝとこしえに　栄あれ ３　**富士**は呼ぶはるかな空へ 吹き通う風さえさやか 明けわたる明日へ若さの 脈が打つ 希望　希望　希望の都　大月市 あゝとこしえに　栄あれ	１　**うぐいすの声**風にのり **岩殿山に桜咲く** **花の香り**に誘われて 春の友達やってくる **緑あふれる**この町で 豊かな心育てよう はばたいて さあ 大月市 ２　**あじさいの花咲きみだれ 猿橋の町**かさの花 **雨だれの音軽やかに** 夏の友達やってくる 笑顔あふれるこの町で やさしい心育てよう ときめいて さあ 大月市 ３　**こぼれるほどの星たちが あいいろの空**輝かせ 冷たい空気透明に 秋の友達やってくる 自然あふれるこの町で 素直な心育てよう きらめいて さあ 大月市 ４　**舞い落ちてくる雪の精 瀧子の山**に降りつもる ちいさなほっぺばら色に 冬の友達やってくる 光あふれるこの町で 夢見る心育てよう かがやいて さあ 大月市

② 市民の景観意識

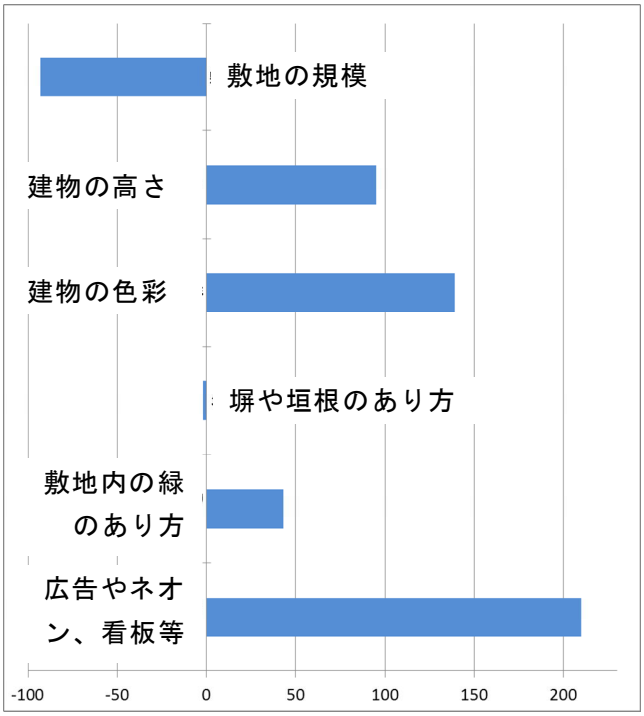
・平成24年３月に行われた住民アンケート調査における市民の景観意識を見ると「大月市を代表する景観」「次代に伝えたい景観」として、市街地を取り巻く山々や清流などの自然景観、名勝猿橋や宿場町などの歴史的景観を挙げる声が多く見られます。
・一方で「改善が必要な景観」としては、商業地の賑わい不足や駅前などの魅力不足を指摘する声が大勢を占めています。
・また、良好な景観形成を図るためのルールの必要性については、広告やネオン、看板などの規制が必要とする声が最も多く、次いで建物の色彩、建物の高さ、敷地内の緑のあり方の順で必要性が意識されており、一方で、敷地の規模や塀や垣根のあり方についてはあまり必要性を感じておらず、敷地規模については規制が不要とする声が多くなっています。

問．大月市が良好な景観の維持・形成していくためには、以下の事柄にルールを定めて、制限していく必要があると思いますか。

項　目	必要である	必要ない	わからない	不　明	全　体
敷地の規模	146	239	146	121	652
建物の高さ	281	186	73	112	652
建物の色彩	293	154	84	121	652
塀や垣根のあり方	179	181	114	178	652
敷地内の緑のあり方	230	187	95	140	652
広告やネオン、看板等	336	126	79	111	652

【「必要である」－「必要無い」】

項　目	必要である－必要無い
敷地の規模	-93
建物の高さ	95
建物の色彩	139
塀や垣根のあり方	-2
敷地内の緑のあり方	43
広告やネオン、看板等	210



③ 景観形成に向けた市民活動

・本市では、公園・広場・市道などを対象としたアダプト・プログラムが市内二十数箇所で導入されており、市民ボランティアが主体となった清掃活動や美化活動が行われています。
・また、小中学校・自治会・商店街などが主体となった地域清掃活動が行われています。

（５）景観構造から見た景観特性の把握

本市には、岩殿山や桂川に代表される自然的景観資源、山王宮祭りや福地八幡例大祭に代表される祭礼、名勝猿橋や数多くの社寺に代表される歴史的景観資源、公共公益施設や民間大規模施設・産業施設、道路・橋梁からなる都市的景観資源など多様な景観資源が存在しています。

これらの景観資源を個別にとらえるのではなく、以下に示す景観構造要素別に分類・整理することにより、本市の景観特性を把握します。

表Ⅱ－10　景観構造の考え方

	立ち止まってみる	動きながら見る
点	**１）めじるし（ランドマーク）** 周囲と際だった形態や異質な形態を有しており、地域の象徴、めじるしとなっている景観構造	**４）まじわり（ゲート・結節点）** 大月市への出入り口、異なる性格の地域との境界点や骨格が交わる結節点などの点的な景観構造
線	**２）ふちどり** 他の領域との境界を視覚的に意識させ、景域を限定する景観構造	**５）みちすじ** 道路などの連続してうつりかわり、みえかくれする線的な景観構造
面	**３）みはらし（眺望）** 特定の地点から見渡せる景観のまとまりとしての景観構造	**６）まとまり** 類似性やまとまりをもって広がる周囲と異質な特色のある面的な景観構造

・ランドマーク：地上の目印、目印や象徴になるもの
・ゲート：門、出入り口のこと

① 「めじるし」となる景観特性（ランドマーク）

本市におけるランドマークとしては、第一に富士山をはじめとした山々が考えられます。

方角・距離などの条件から本市には富士山を観るための条件が揃っており、秀麗富嶽十二景をはじめ市内随所から美しい富士山の姿を眺望することができ、小中学校の校歌にも多く登場するように視覚的にも心象的にも本市を代表するランドマークの１つになっています。

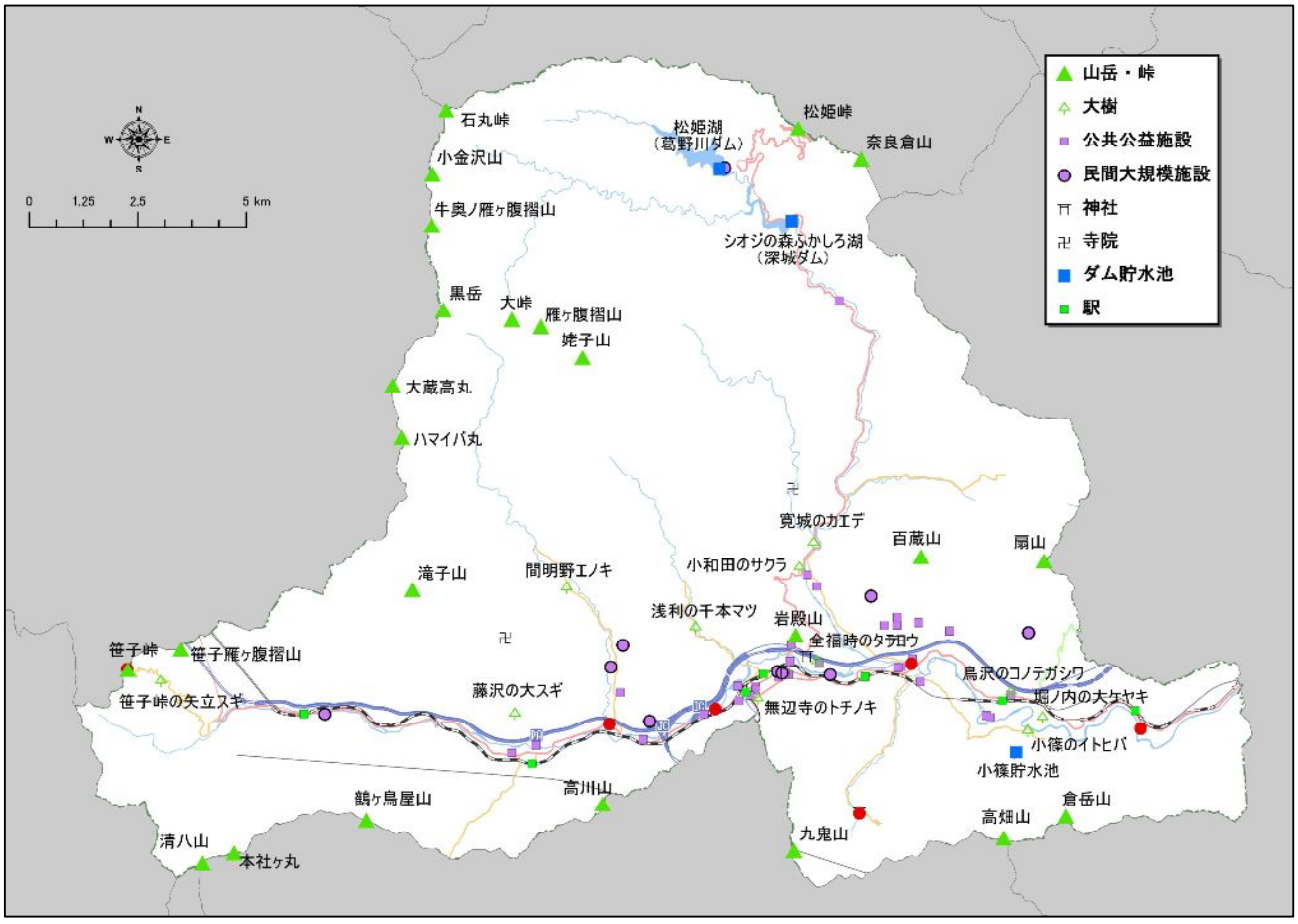
関東山地の山々には独立峰的な山が多く、秀麗富嶽十二景に位置づけられた雁ヶ腹摺山や扇山などの山々も市民生活に身近なランドマークとなっています。

特に岩殿山は、市街地に近接する独立峰であることに加えて岩殿城、稚児落しなどの歴史的な存在感やかがり火市民祭り、大月さくら祭りなどの行事などと関連づけられて、本市を特徴づける代表的なランドマークとなっています。

名勝猿橋や星野家住宅などの建造物や県の天然記念物に指定されている笹子峠の矢立のスギをはじめとした大樹も地域の中のランドマークとなっています。

都市的景観要素のランドマークとしては、国道20号沿道に立地する市役所や総合福祉センター・中央病院・総合体育館、国道139号沿道の市民会館などの公共公益施設に加えて、鉄道駅舎やNEC大月工場、笹一酒造、駒橋発電所などがあげられます。

また、市域北部の深城ダム・葛野川ダムなども雄大なダム湖と併せて、独特の景観を構成するランドマークとなっています。



図Ⅱ－２　「めじるし」となる景観特性（ランドマーク）の位置

② 「ふちどり」となる景観特性

本市の市街地は、関東山地の山々に囲まれており、これらの市街地の背景となる山々の稜線は、本市の特徴的な緑のふちどりを形成しています。

小金沢山や牛奥ノ雁ヶ腹摺山を含む小金沢連嶺や大菩薩連嶺、南大菩薩連嶺は、市北西部をほぼ南北にふちどっており、甲州市や小菅村との境界を成して甲府盆地の国中地方と郡内地方を区分する境界ともなっています。

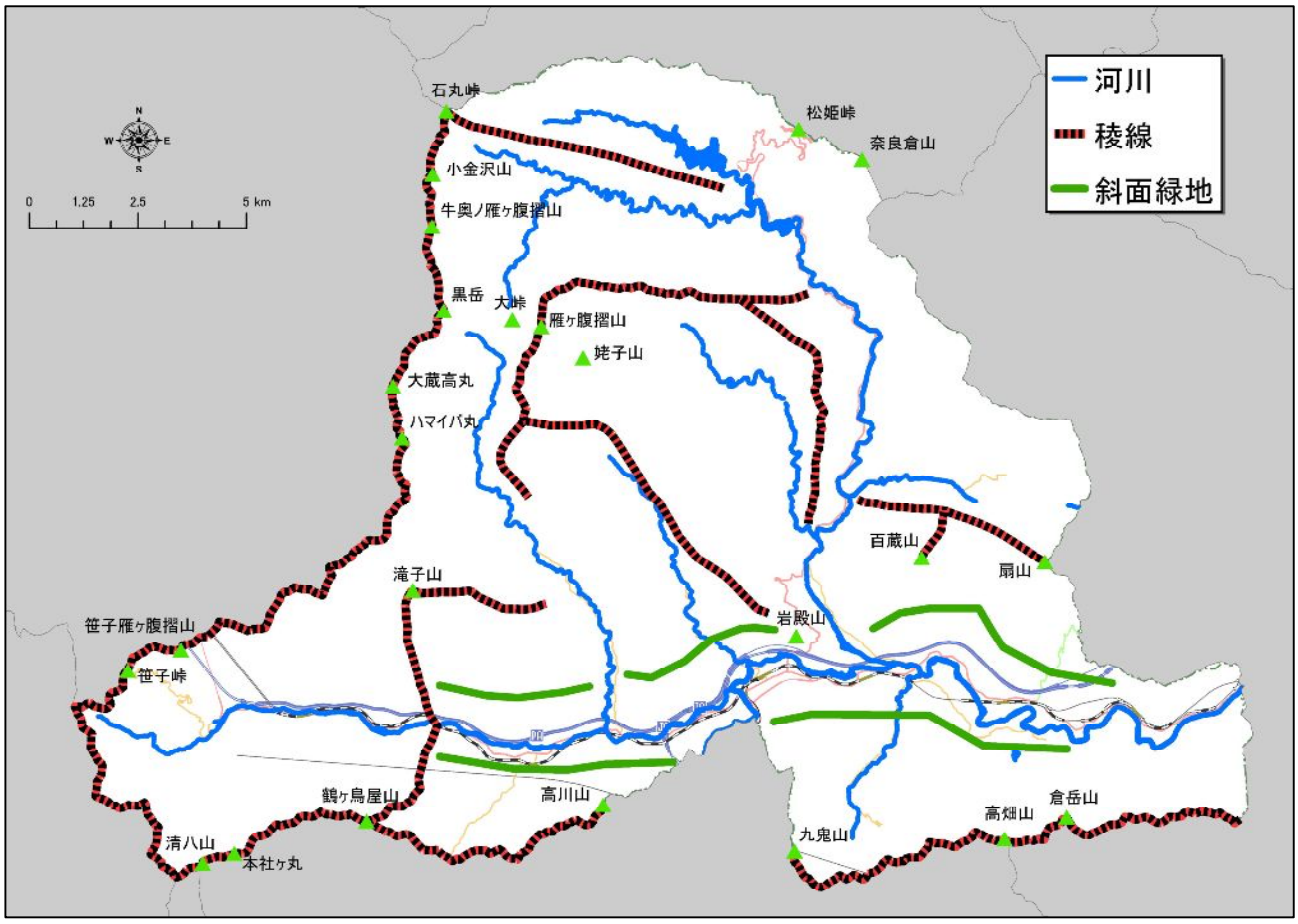
市南部の清八山から高川山にかけて、九鬼山から高畑山、倉岳山にかけての稜線は、都留市との明確な境界線を形成しています。

扇山から百蔵山にかけての山麓、岩殿山あるいは滝子山の山麓に形成されている斜面緑地は、市街地の美しい緑の背景となり景観に潤いを与えています。

桂川や笹子川、葛野川は、両側に広がる市街地や集落を分断する明確な縁取りとして位置づけられます。

桂川の雄大な流れと渓谷が作り出す景観は、空間的な意味だけでなく本市のシンボルとして、市民の抱く心象的な側面にも大きな影響を与えています。

また、親水空間や桜並木などを持つ笹子川・葛野川などは、市民生活に密着した景観形成上のふちどりとなっています。



図Ⅱ－３　「ふちどり」となる景観特性の位置

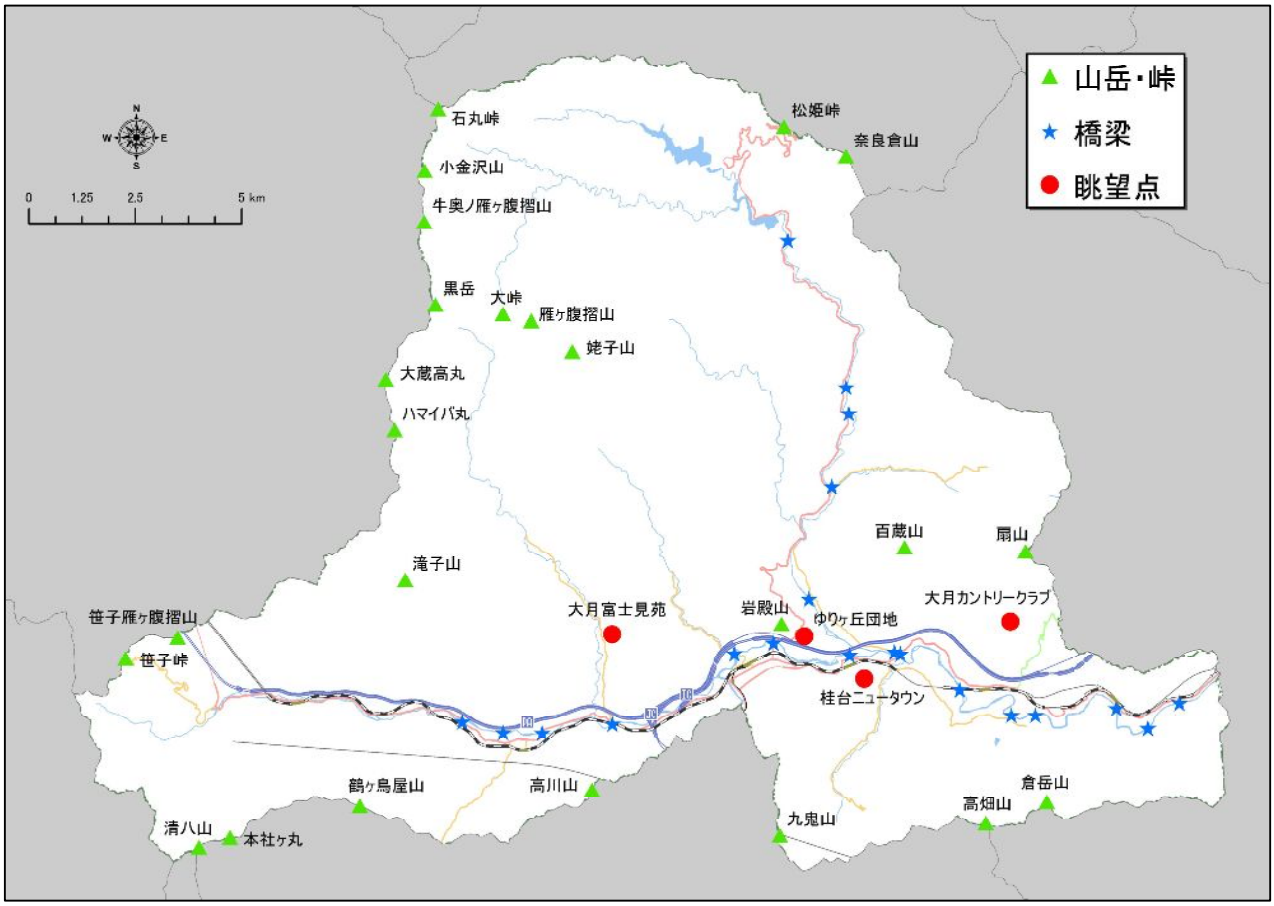
③ 「みはらし」となる景観特性（眺望）

本市は、山あいの地形を有しており、富士山との距離・方向に恵まれていることから、秀麗富嶽十二景に代表されるように富士山を美しく眺める眺望点に恵まれています。

これらの山々は独立峰的なものが多く、一方向だけではなく多方向に広がるパノラマを満喫できることも特徴的です。

また、これらの山々の頂に至るまでの登山道はもとより市域全体が起伏に富んだ山あいの地形にあることから、市内随所に眺望点が存在しており、意識調査における大月富士見苑前や大月カントリークラブ、神明神社、都留高校付近など市民一人ひとりがお気に入りの眺望点を持っているといっても過言ではありません。

さらに、市内に流れる河川には数多くの橋が架けられており、新竹の向橋や新六ツ原橋、下畑橋などは山並みや集落景観、名勝猿橋や塩瀬大橋などは遠景と桂川の渓谷美をともに楽しむ事ができる眺望点となっています。



図Ⅱ－４　「みはらし」となる景観特性（眺望点）の位置

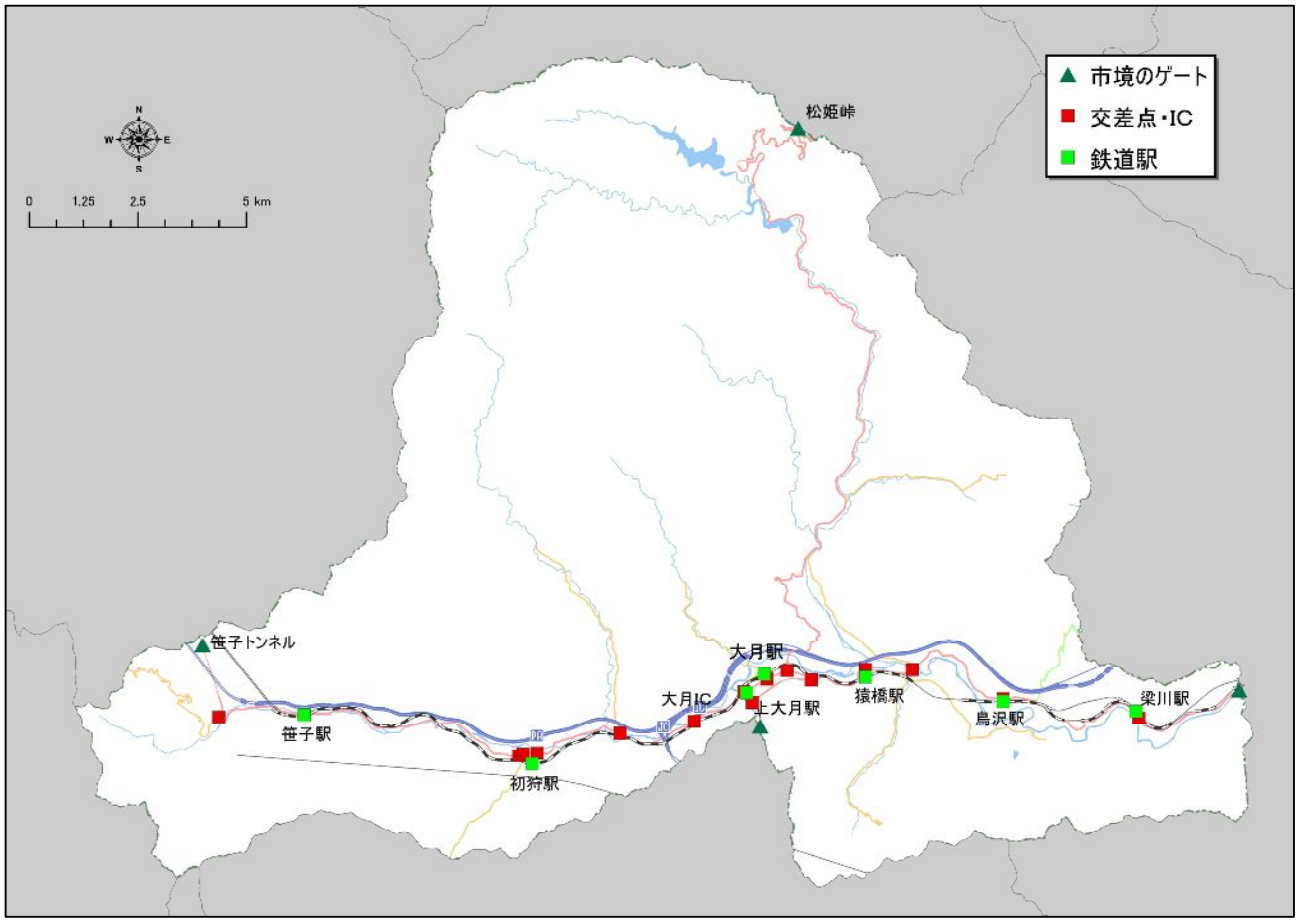
④ 「まじわり」となる景観特性（ゲート・結節点）

本市の鉄道利用におけるゲートは、JR中央本線の６駅（梁川・鳥沢・猿橋・大月・初狩・笹子）に富士急行線の大月駅・上大月駅を加えた８駅が相当していますが、主要なゲートは両大月駅・猿橋駅となっています。

自動車利用におけるゲートは、笹子トンネル・松姫峠などの隣接都市との境界部であり、中央自動車道においては大月インターチェンジが相当します。

これらのゲートは、本市を訪れる人々に大月市の第一印象を与えるとともに、市民生活の上でも頻繁に目にする場所であることから景観形成上重要なポイントとなります。

また、国道20号と国道139号、国道20号と鉄道各駅・各集落への連絡道路の主要交差部については、本市の景観形成上も重要な交通の結節点となっています。



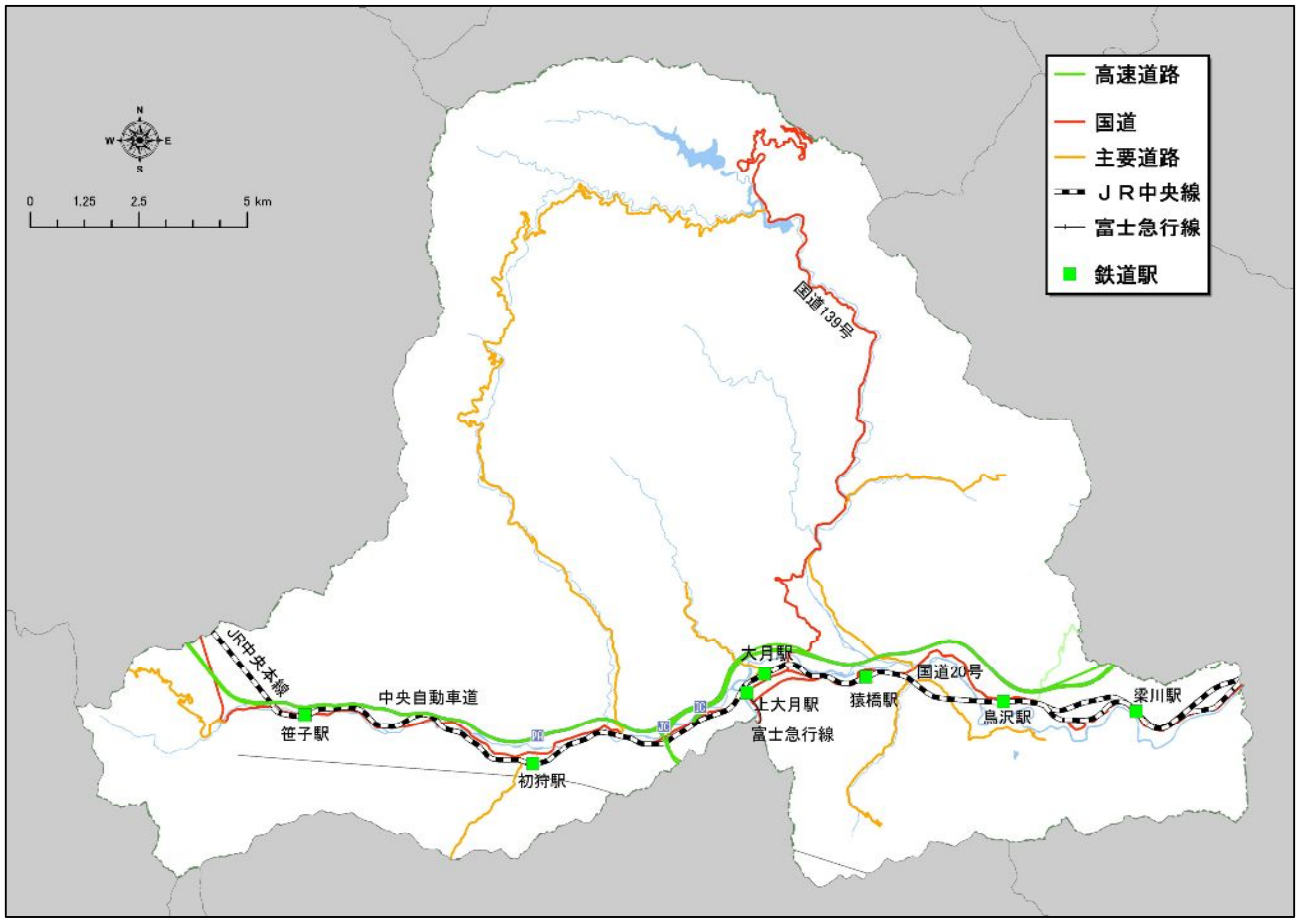
図Ⅱ－５　「まじわり」となる景観特性（ゲート・結節点）の位置

⑤ 「みちすじ」となる景観特性

本市の景観におけるみちすじとしては、国道20号、中央自動車道、JR中央本線・富士急行線などで形成される市域を横断する軸があげられます。

これらは、沿線に市街地を形成する連続した骨格として大きな景観要素であるだけでなく、沿道の土地利用や景観形成にも大きな影響を及ぼしており、鳥沢・花咲・初狩・笹子などの地区では、旧宿場町の歴史を偲ばせるたたずまいが残されています。

本市の道路・鉄道は、市民の通勤・通学や来訪者の移動手段として大きな機能を担っているほか、首都圏と甲府方面あるいは富士五湖方面をつなぐ大動脈となっていることから通過交通も非常に多く、車窓からの景観は本市のイメージ形成に多大な影響を及ぼしています。



図Ⅱ－６　「みちすじ」となる景観特性の位置

⑥ 「まとまり」となる景観特性

本市の景観におけるまとまりとしては、計画的に整備された住宅団地や商業地、歴史的な街並みなどの特色ある地区や集落、また山間部における特徴的な樹林地などがあげられます。

大月駅周辺には、国道20号やさつき通り沿道の商店街、市役所や大月短期大学などの公共施設が立地しており、本市の中心市街地を形成しています。

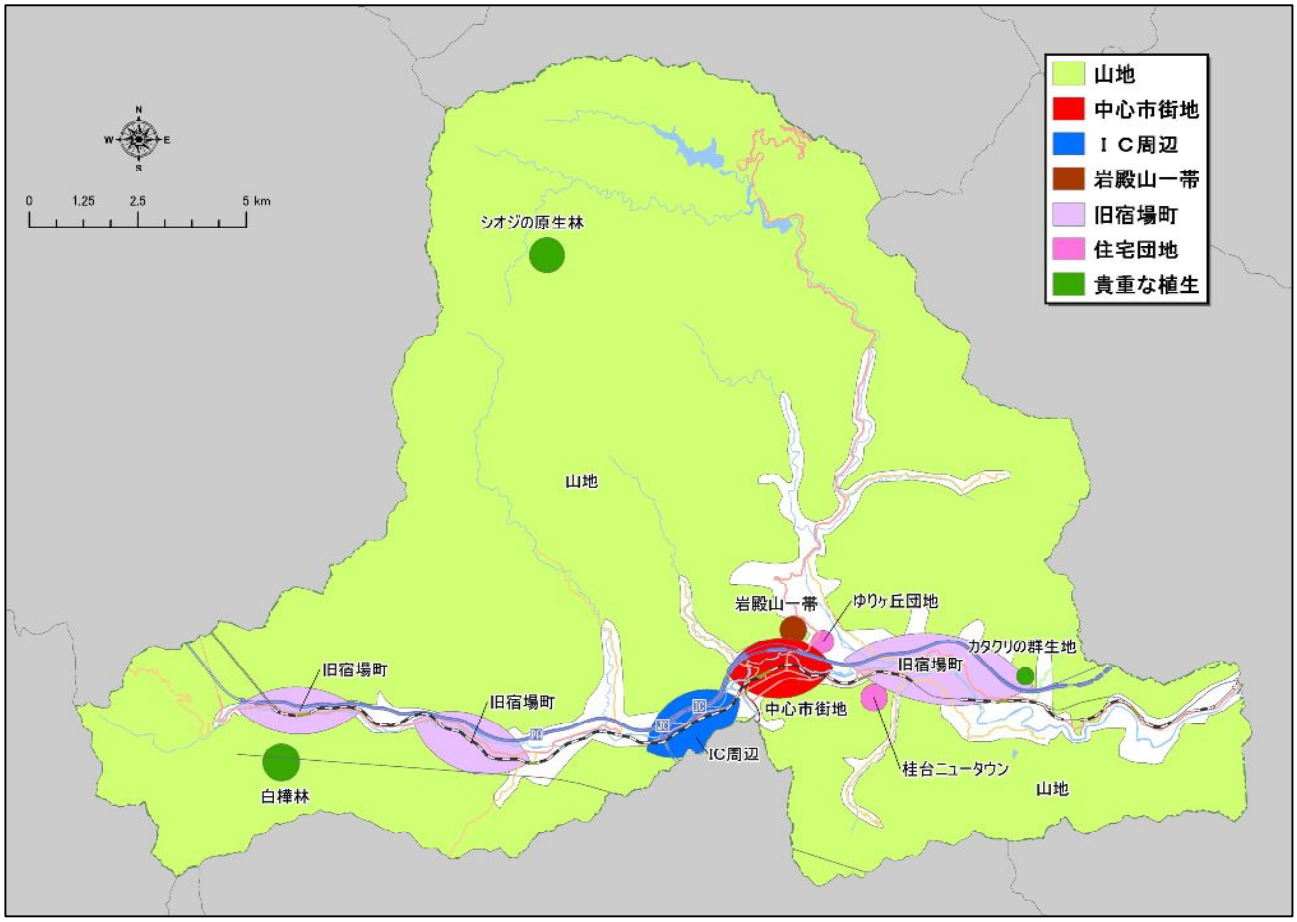
特に大月駅前の市街地では、平成24年８月に本市の顔となる新しい市街地景観が誕生しました。また、大月駅北側においても、工場跡地の用途地域の変更に伴い、駅前市街地と一体となった賑わいづくりが期待されています。

猿橋周辺では、桂川の河岸に整備された猿橋公園、郷土資料館、名勝猿橋を含めて地域のイメージが演出されています。

岩殿山周辺は、丸山公園・岩殿城跡・ふれあいの館などが整備されており、本市のシンボル的空間となっています。

大月・猿橋地区の市街地周辺の丘陵地には、計画的に整備されたゆりヶ丘団地や桂台ニュータウンなどの住宅団地が形成されており、既成市街地とは異なる住宅地景観を見せています。

特色ある樹林地としては、葛野川源流域の小金沢土室自然保存地区に広がるシオジの原生林や富浜地区のカタクリの群生地があげられ、特に小金沢シオジの森は「山梨の森林100選」にも指定された美しい森林景観となっています。



図Ⅱ－７　「まとまり」となる景観特性の位置

Ⅲ　景観形成における課題の整理

これまでに整理してきた景観資源や景観特性をふまえて、本市の景観形成における課題を整理します。

整理にあたっては、「まもる（保全）」「なおす（修復）」「つくる（創造）」「いかす（活用）」といった視点から分析を行います。

１．景観の保全に向けた課題

（１）山々の景観を保全する

・本市の９割弱は山林で覆われており、緑豊かな自然環境で形づくられる景観は、市民意識の上でも重要な本市の特徴的な景観であることから、ゴミの不法投棄や違法看板など良好な景観を阻害する行為を防止し、現在の豊かな自然を次代に継承していく必要があります。

・ダムや住宅地の開発によって山林は失われてきましたが、近年は開発行為も減少傾向にあります。

・今後、適切に山林を保全していく観点から、自然保存地区などの指定による法的担保を検討する必要があります。

・また、外国産木材との価格競争による産業としての林業の低迷や林業就業者の高齢化・減少などに伴い、適切な森林管理が行えなくなってから久しく、防災上・景観形成上の共有財産として社会全体で森林を維持、保全するためのシステムの構築が求められています。

（２）稜線の眺望を保全する

・本市を取り巻く山々が織りなす稜線は、本市の心象風景としても重要なものであり、これを阻害する要因を排除する必要があります。

・このため、稜線の眺望を損なう建築を防ぐため、市域全体における建築物の高度規制や斜線規制などについて検討し、民間産業活動と景観形成の調和を図る必要があります。

・また、山林内に立地する送電鉄塔や防災上不可欠な斜面の擁壁などが自然景観を阻害する結果となっているケースも見られることから、これらの人工構造物を周囲の景観に配慮したものに改善していくことも検討する必要があります。

（３）河川の景観を保全する

・桂川、笹子川、葛野川など本市を流れる数多くの河川や沢は、本市の景観に潤いを与えるとともに、川沿いに見られるサクラの開花やアユ・ヤマメなどの釣り場、ホタルやサンショウウオの生息地として、自然と人がふれ合う重要な景観を保全、継承していく必要があります。

・このため、ゴミの不法投棄や生活雑排水の流入などを防止するための意識向上や維持管理体制の強化、汚水処理の徹底など総合的な対応による環境保全が必要となっています。

（４）歴史的な景観を保全する

・市内には名勝猿橋や星野家住宅をはじめとして碑・古墳・社寺など数多くの歴史的資源が分布しており、旧甲州街道の宿場町の面影を伝える街並みも残されています。これらは歴史を伝える貴重な資源であるとともに、市民の生活に密着したランドマークとして景観形成上重要な役割を担っていることから積極的な保全が必要となっています。

（５）祭りや文化を保全する

・本市にはかがり火市民祭りや大月さくら祭りなどの全市的なイベントから、地区に根ざした小規模な祭礼まで数多くのお祭りが継承されており、コミュニティの賑わいを醸成（じょうせい）するとともに独特の景観を形成し、心象的にも重要な資源であることからその継承を確実に行っていく必要があります。

・また、玉石積みの石垣や山間部における独特の家屋形態、農作業の風景、機織（はたお）りの笹（おさ）の響きなど本市の伝統的な景観・音景については、保存にむけた市民の自発的な取り組みに加えて支援策の検討が必要です。

（６）田園の景観を保全する

・山あいの地形であることから本市の農地面積は、市域全体の５％程度に過ぎず、また、農業就業者の高齢化・減少などにより農地の減少傾向が見られますが、集落地を中心に見られる田園景観は、本市の伝統的な景観であることから適切に保全していく必要があります。

・本市の農業は、小規模経営の自家消費型農家が主流となっていることから田園景観を保全するために耕作放棄地や農地転用の増加を抑えて、農地が適切に利用される環境を形成していく必要があります。

（７）住宅地の景観を保全する

・市内には、計画的に整備された住宅団地が存在しており、公共による基盤整備に加えて開発事業者の自発的な景観形成への取り組みや道路緑化・コミュニティ道路の整備などによって優れた住宅地景観が形成されています。

・これらの良好な景観を将来にわたり維持、保全していく観点から、地区計画、建築協定、緑地協定等の制度を活用して地域住民による自主的な維持管理を促進する必要があります。

２．景観の修復に向けた課題

（１）国道20号沿道の景観を修復する

・国道20号は、その沿道に本市の市街地の大部分を包含して中心商業地や旧宿場町などの特色ある地区がまとまって形成されていることから、本市の景観形成上、最も重要な景観骨格として位置づけられますが、生活交通と通過交通が混在して慢性的な渋滞を引き起こし、沿道への騒音・排気ガスなどによる環境悪化が深刻化するとともに、中心市街地が分断され、商業地としての賑わいや良好な沿道景観の形成が十分に行われてこなかった経緯があります。

・国道20号大月バイパス1工区の完成に伴い駒橋から大月橋東詰までの区間が供用され、今後の大月インターチェンジまでの延伸により国道20号の交通量は大幅に減少することが想定されることから沿道の賑わい形成とともに魅力的な景観形成が望まれます。

（２）旧甲州街道・宿場町の歴史的雰囲気を修復する

・国道20号沿道の鳥沢・花咲・初狩地区は、旧甲州街道の宿場町の歴史的雰囲気を残す地区ですが、近年は建て替えの進展や新たな商業施設の立地などによりその面影は失われつつあります。

・特に鳥沢地区には出桁造りの建築物が数多く残されており、宿場町の面影が残されていることから本市の歴史的財産である旧甲州街道の街並みを都市景観の中に継承していくことが望まれており、歴史的な街並みの保存・再生を図るために、地区計画や建築協定等の規制、誘導手法を含めた景観規制・誘導策を検討する必要があります。

・また、笹子峠などの市内各所に残される旧甲州街道の道筋を復元するなどにより、観光施策と連携した積極的な景観形成も望まれています。

（３）擁壁（ようへき）・護岸の景観を修復する

・本市の地形的な特徴として丘陵が市街地のすぐ近くにまで迫っており、防災上の必然性から斜面に擁壁が設けられる場合が多く見られます。

・擁壁は、背景となる緑に対してコンクリートの地肌を見せるものが多く、景観的な統一感・連続性を阻害していることから、緑化などの誘導により良好な景観を形成することが望まれます。

・河川護岸についても同様に自然景観を阻害しないよう、地形に合った構造物の材料選択や形状の工夫に加えて、自然素材の活用や緑化による修景を施すことで、周辺と調和した景観を形成することが望まれます。

（４）公共建築物の景観を修復する

・公共公益施設には比較的大規模な施設が多く、地域のランドマークになるとともに不特定多数の人々が利用することから景観に与える影響が大きいといえます。

・公共公益建築物の中には、老朽化が進み景観形成の観点から良好とはいえない施設も存在しています。

・これら公共公益施設は、良好な民間施設整備を誘導するための先導的役割を果たすことも期待されることから施設の改良や修景美化を推進し、魅力ある都市景観の形成を図っていく必要があります。

（５）生活道路や身近な公園・集会所などの景観を修復する

・市街地や集落内にある生活道路には旧甲州街道の面影を残す路線もあり、玉石積みの石垣や道路脇の小水路、庭木の植栽などによって地区それぞれの個性的な表情を持っていますが、これらの表情は部分的な修景となっており、連続した街並みを形成するには至っていません。

・また、社寺の境内などに位置する小公園や集会所は、地区住民のコミュニティ形成の場として愛されるとともに地区景観の潤いのスポットとして機能するものですが、景観的な整備水準は高いとはいえず、中には維持管理が行われず荒廃しているものも存在します。

・これらの市民生活に身近な景観の形成は、公共主導の整備によりできあがるものでなく地区住民の日常的な維持管理によって良好な状態が保たれる性格のものであることから、適切な施設整備に併せて住民主導の維持管理を促していく必要があります。

３．景観の創造に向けた課題

（１）ゲート空間の景観を創造する

・自動車を利用して本市を訪れる人にとって中央自動車道大月インターチェンジや国道20号と国道139号の市境部分は、本市の出入り口であり、ゲート空間として機能する部分です。

・中央自動車道大月インターチェンジは、国道20号とのT字交差により交通動線が処理されており、高速道路からの動線の正面に大月市への来訪を歓迎するサインが設置されていますが、変則的な交差点処理の関係でインターチェンジ出口を大月駅方面に左折する車からは確認しにくい状況になっていることから、地域の観光案内の整備などと併せたゲート性の演出が求められます。

・国道20号の西端には笹子トンネルが、国道139号の北端には松姫峠が位置し、それぞれシンボリックな景観演出がなされていますが、国道20号の東側及び国道139号の南側は、公共サイン計画による案内表示は設置されているものの空間的な演出が必ずしも十分ではないことから、本市を印象づけるための空間的な仕掛けづくりが求められます。

・国道20号と鉄道駅や各集落につながる道路の交差部については、地区を印象づける景観づくりが望まれます。

・各鉄道駅においては、日常的に鉄道を利用する市民に郷土の景観を印象づけるとともに本市を訪れる人をもてなす観点から、地域の歴史や風土に根ざした景観演出を図ることが求められます。

（２）中心市街地の魅力を創造する

・大月地区の国道20号沿道・さつき通りには、商店街が形成されており、本市の中心的な商業地となっていますが、商業環境の変化などの要因からその魅力を十分に発揮できない状況にあります。

・大月駅を含めたこれらの市街地は、本市の中心的な市街地であるとともに来訪者が大月の印象を形成するゲートとなる地区であることから、今後期待されている大月駅北側の再開発や国道20号大月バイパスの供用に伴う自動車交通量の減少に合わせ、店舗外観の整備やサインの統一、電線類の処理などにより、魅力的な都市景観の形成を図る必要があります。

（３）河川空間の魅力を創造する

・本市の河川には桂川沿いの猿橋公園をはじめとして、笹子川や葛野川の一部に親水空間が整備されているものの全体的にみれば人が水辺と親しむための環境整備が不十分であることから、多自然川づくりの推進により河川環境・景観の向上を図るとともに、人と川との接点となる親水空間の拡充に努める必要があります。

・河川に架かる橋梁は、河川景観を彩る重要な景観要素であるとともに、河川景観を眺める眺望点としても位置づけられることから、適切な展望スペースの設置などを検討する必要があります。

・中央自動車道の橋桁やJR中央本線の鉄橋も含めて市内の橋梁には、赤や緑の色彩が多用されており、背景となる山並みの緑や水面の青との対比で際立って見えるものもあることから、新規整備はもとより維持・修繕時にも橋梁の色彩やデザインは河川や周囲の景観とのバランスに配慮する必要があります。

（4）バイパス沿道の景観を創造する

・国道20号大月バイパスは、国道20号の渋滞緩和や中心市街地への通過交通の流入排除を目的として駒橋交差点から中央自動車道大月インターチェンジまでの区間での整備が計画され、平成18年には市道大月本通り線から国道139号までの区間、平成19年には市道大月本通り線から駒橋交差点までの区間がそれぞれ供用されており、国道139号から中央自動車道大月インターチェンジまでの区間の整備が待たれています。

・一般的にバイパス道路の主要機能は、通過する自動車交通の処理であることから、同じような沿道デザインになりがちですが、法面やトンネル出入り口の修景などにより、本市を通過する人々に対して大月市の良好な印象を抱かせるような景観形成に取り組む必要があります。

４．景観の活用に向けた課題

（１）良好な眺望を活用する

・美しい山々の眺望景観は、本市の最も貴重な景観資源の１つであり、中でも秀麗富嶽十二景に代表される山々の頂上からの眺望が美しいとされています。それぞれの山頂には鉄道駅からのハイキングコースが設定されるなど誘導の仕組みはあるものの、中には登山道を経る必要があるなど初心者が気軽に山頂まで行けないところもあります。
・山頂部以外にも、国道139号や丘陵部の住宅地などにすばらしい眺望点は存在しますが、展望スペースや眺望のすばらしさをアピールする仕掛けなどが不足しており、貴重な景観資源を生かすための環境整備が必要となっています。
・これらの優れた眺望を十分に活用するために、観光客などへの情報提供の充実、眺望点までのアクセスの改善、展望スペースの整備などを進める必要があります。

（２）公園の景観を活用する

・本市には岩殿山丸山公園、猿橋公園、桂川ウェルネスパークの３つの都市公園が整備されており、市営グランド周辺にもスポーツ施設の集積がみられます。
・これらの空間は、市民の憩いの場として、また景観的には緑豊かな潤いを提供する一団の景観を形成する場として重要であることから、周辺の美化や植栽整備などを含めて適切な維持管理を行う必要があります。
・また、これらの公園施設の情報提供やイベントなどの仕掛けの充実を通じて、市民や来訪者による積極的な利用を促進する必要があります。

（３）季節感や時間の流れを活用する

・本市には豊かな自然が残されており、春には桜や新緑、夏には川のせせらぎ、秋には紅葉や虫の音、冬には冠雪といった季節折々の魅力的な景観要素が数多く存在しています。さくら祭りにみられるように一部はイベントなどに活用されていますが、大月市らしい景観を形成する観点からは一層の活用が求められます。
・本市をとりまく山々はもとより市民生活に身近な市街地周辺部においても、カタクリやスミレなどの野草が生息していることから、これらを活用した季節感の演出などが求められています。
・本市の景観は、山や川などの自然的景観資源が大きな割合を占めるため、朝から夕方にかけての明るい時間帯を前提としたものとなっています。夜間の印象的な景観としては、「かがり火市民祭り」や「高速道路に連なるヘッドライト・テールランプの列」などに限られることから都市的景観を中心としてライトアップや店舗外観の演出、こぼれ落ちるような星空を活用するなど夜間の景観形成への取り組みも求められます。

（４）市民・事業者の力を活用する

・景観形成にあたっては、法指定による自然環境の保護や道路・橋梁・公共施設の整備など行政の果たす役割は大きいといえますが、様々な景観要素が相互に影響して良好な景観が形成されることから市民・事業者などの発意や協力に基づく取り組みが必要となります。

Ⅳ　景観計画

１．景観の将来像

大月市第６次総合計画では、「信頼と協働のまちづくり」を基本理念として、市の将来像を「郷土に愛着と誇りを持ち、豊かな自然の恵みを生かし、一人ひとりにやさしく、安全で安心して、健康で住み続けることのできる活力のあるまち」と定めています。

また、この将来像を実現するために「信頼と協働でささえあうまち」「大月市の良さを生かすまち」「豊かさを実感できるまち」「安心・安全を実感できるまち」「住みやすく人が住み着くまち」という５つの基本目標が、目指すべきまちの姿として定められています。

本計画においては、大月市第６次総合計画における目指すべきまちの姿「大月市の良さを生かすまち」を受けるとともに、大月市景観計画策定委員会における議論を踏まえて、市民が地域の自然や伝統の価値を再認識して今後の景観形成に取り組むための指針として、景観形成の将来像を以下のとおり設定します。

大月の魅力の再発見・再構築

～郷土に愛着と誇りを感じられる景観づくり～

市域に広がる緑豊かな山々や桂川、笹子川、葛野川といった清らかに流れる河川は、景観に潤いをもたらし、旧甲州街道の宿場町としての歴史とともに培われてきた街並みは、伝統ある景観を今に伝えています。

このように、多くの市民、来訪者に安らぎと憩いをもたらす大月市固有の景観を再発見し、市民との協働のもと、将来にわたり、このすばらしい景観を守り、活かし、創るための方策を示すことにより、郷土に愛着と誇りを感じることのできる景観づくりを目指すこととします。



2．景観形成の基本目標

景観の将来像を実現するため、４つの方向（「まもる(保全)」「なおす(修復)」「つくる(創造)」「いかす(活用)」）から、基本目標を示します。

基本目標① まもる （保全）	豊かな自然の恵みと調和し、 継承された歴史・文化を伝える景観づくり

市街地をとりまく山々の眺望、桂川や笹子川、葛野川などの河川は、市民の身近に感じられる景観として、四季折々に自然の恵みの豊かさを印象づけています。

また、日本三奇橋の１つとされる名勝猿橋や岩殿城跡などの歴史的建造物は、本市の歴史と文化を背景とした特徴的な景観を形づくっています。

特に名勝猿橋を中心とした猿橋周辺地区には、名勝猿橋のほかハツ沢発電所一号水路橋などの歴史的建造物、市立郷土資料館が立地するなど本市の歴史・文化資源が集積する地区となっています。



岩殿山丸山公園

こうした自然や歴史・文化を現在に伝える景観資源については、その価値を再発見・再構築し、守るべき歴史資産を共有するとともに、郷土に根ざした愛着ある景観として次代へと引き継いでいくこととします。

基本目標② なおす （修復）	地域の落ち着きや心地よさを感じる景観づくり

市民の生活様式、価値観の変化に伴い、建築物の形状や色彩、素材の多様化が進み、旧甲州街道にある宿場町の街並みは徐々にその姿を変えようとしています。

自然を大切にする価値観や歴史文化を重んじる価値観、現代的なデザインを指向する価値観など多様な価値観を尊重しつつも周辺の景観や街並みとの調和に対する「気配り」を持ち、これらを著しく損ねている要因を取り除くとともに、現代に伝えられた歴史的な街並みと現代の生活様式の調和を図りながら次代に伝えていく観点から、より良い景観へと修復・改善を進めていくこととします。



鳥沢宿の街並み

基本目標③ つくる （創造）	住む人・訪れる人を楽しませる景観づくり

本市は、旧甲州街道の宿場町としての発展を経て、交通の利便性を活かした産業都市、住宅都市として時代とともに変化しており、農地や住宅地、商業地、工業地などの多様な土地利用とそこに立地する建築物が相まって個性のある景観がつくられています。

景観の将来像を実現するには、長期にわたり景観形成に係る持続的な取り組みが不可欠なことから本市固有の風景を守り、活かしながら、商業地の賑わいや住宅地の落ち着きなど、それぞれの地域が持つ景観の特性を大切にし、新たな魅力を感じさせる街並みを創造していくこととします。



大月駅周辺

基本目標④ いかす （活用）	資源と人を活かして取り組む景観づくり

本市固有の景観は、先人達が長い年月をかけてつくりあげてきたものであり、その景観が訪れる人に感動を与えるとともに、大月に暮らす私たちの地域に対する誇りを醸成（じょうせい）しているといえます。

良好な眺望点の整備・案内に加えて、季節・時の移り変わりの活用など、本市を訪れる人々に対して、貴重な資源である景観を分かりやすく、余すところ無く伝える工夫を重ねることにより、地域間交流を育むこととします。

また、暮らしの営みの１つひとつが景観を創り、その景観が次代の市民に引き継がれていくことを自覚し「市民」「事業者」「行政」が役割を分担して、連携と協働により互いの信頼関係のもとで息の長い取り組みを進めて、本市にふさわしい愛着の持てる景観を育んでいくこととします。



アダプト・プログラム事業による植栽

３．景観計画区域と地区設定

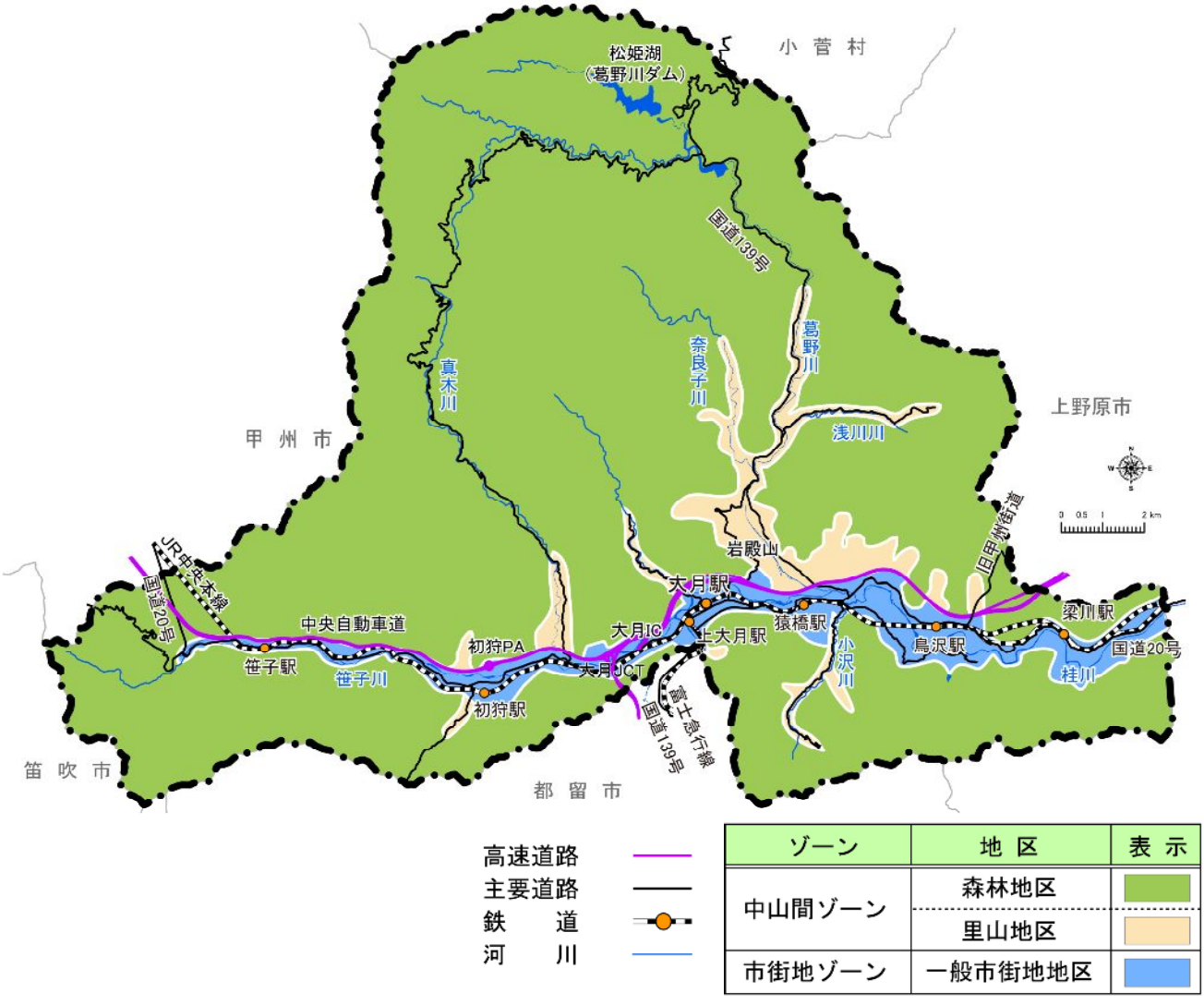
景観計画区域は、景観形成を誘導するための景観形成基準を設ける際の範囲、すなわち景観計画の及ぶ範囲を規定するものです。

本市の景観は、自然景観や歴史的文化景観、さらには眺望景観に優れていることに特徴があり、これらは一体的な眺めとして本市の景観を構成し、近傍の建築物やその周囲の農地、背景となる山並みが重なり合うことで成り立っています。

このため、**市域全域を「景観計画区域」**とし、本市の特徴ある景観形成を図っていくために市全域を対象として景観要素の保全・修復・創造・活用に総合的に取り組むこととします。

一方で、景観形成に向けて建築物・工作物の整備などに対する基準を設ける際に全市域を１つの基準で扱うのではなく、自然環境や人の活動の状況に合わせた適切な景観形成基準を設定する必要があることから建築物や土地利用、植生などを背景とした景観の同質性から面的にまとまりのある範囲を地区として区分し、一定の方針やテーマのもとで景観づくりを進めます。

このため、景観計画区域を「国道20号沿道を中心とした市街地ゾーン」と「山林・集落地などを中心とした中山間ゾーン」に区分し、更に中山間ゾーンを「森林地区」「里山地区」に細区分することにより景観形成の推進を図るための地区設定を行います。



ゾーン	地 区	表 示
中山間ゾーン	森林地区	
	里山地区	
市街地ゾーン	一般市街地地区	

図Ⅳ－１　景観計画区域・景観形成地区図

① 森林地区

森林地区は、市域の約９割を占める山林からなる地区で、緑豊かな山々や渓谷美を目的とした多くのハイカーが訪れる観光地ともなっており、多目的ダムの開発によって誕生したシオジの森ふかしろ湖（深城ダム）に見られる開かれた水辺の景観や秀麗富嶽十二景に代表される眺望点など数多くの自然的景観資源が存在する地区です。

② 里山地区

里山地区は、山あいの農地や集落地により構成される地区で、自然と人の営みが調和した田園景観が広がる地区です。

③ 一般市街地地区

一般市街地地区は、甲州街道沿いに広がる市街地で、鉄道や道路網が充実し、桂台ニュータウンなどの新たに整備された住宅団地が存在している地区です。

４．重点景観形成地区

一般市街地地区のうち、本市の特徴ある景観形成を進めるにあたり、地区固有の特性を生かして住民自らが積極的に取り組もうとしている地区を対象に、住民などの合意形成に基づき、より重点的に景観形成に取り組む地区を『重点景観形成地区』として位置づけます。

重点景観形成地区では、地区にふさわしい独自の基準を設定する事が望ましい一方で、住民・地権者などの私権を著しく規制することも想定されることから、今後、地域住民・地権者などの参加によって重点景観形成地区の範囲や届出対象とする行為、景観形成基準について協議・検討を行うこととし、その候補地を以下のように設定します。

① 大月駅周辺地区

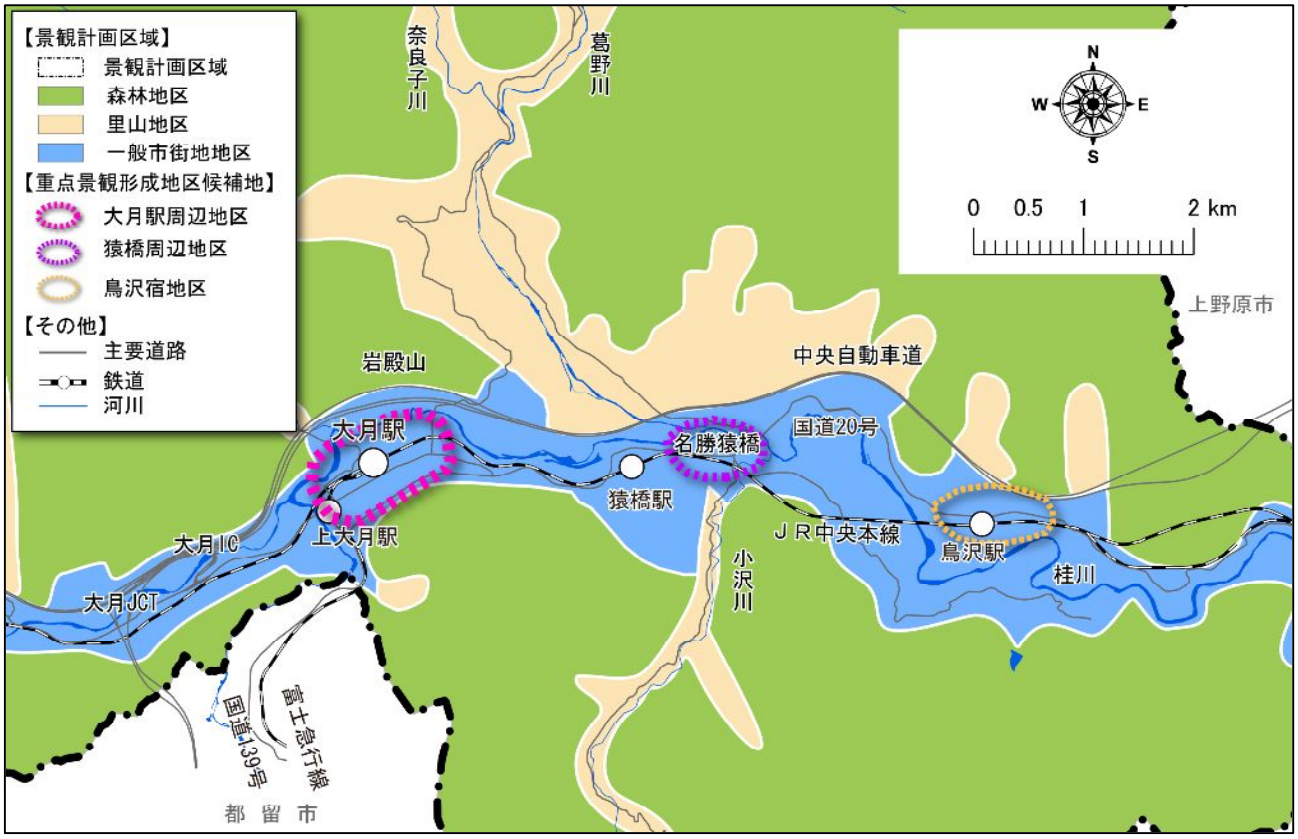
大月駅周辺地区は、本市の中心市街地として都市機能が集積するとともに、主要な交通の結節点であり、来訪者を持てなすゲートとして本市の活力をテーマとした景観形成が望まれる地区です。

② 猿橋周辺地区

猿橋周辺地区は、名勝猿橋をはじめとした歴史・文化的な資源が立地し、多くの観光客が訪れることから本市の観光施策と密接に連携した景観形成が望まれる地区です。

③ 鳥沢宿地区

鳥沢宿地区は、市内に存在した旧甲州街道の10宿の中でも出桁造りの建築群が特に良好に残されていることから本市の歴史をテーマとした景観形成が望まれる地区です。



図Ⅳ－２　景観計画区域・重点景観形成地区候補地図

５．景観形成の方針

景観の将来像や基本目標の実現に向けて、景観形成の基本的な方向を示すことを目的に、地区区分ごとに景観形成の方針を示すこととします。

（１）中山間ゾーンの景観形成の方針

① 森林地区

森林地区における景観形成の方針を以下に示します。

区分	景観形成の方針	方針の対象
保全方針	**＜森林景観の保全＞** ・市域にひろがる緑豊かな山々では、土砂の採取や地形改変、植物の伐採の抑止に努めるとともに、地域森林計画等に基づく森林施業、ゴミの不法投棄や違法看板の設置禁止などを通じて、希少な動植物などの生態系を含めた自然の豊かさを感じさせてくれる森林景観として保全に努める。	山々
	＜稜線の眺望の保全＞ ・山々の連なりが織りなす稜線について、市街地からの眺望を保全する観点から、建築物・工作物の整備にあたっては、スカイラインを阻害しないように誘導に努める。	稜線
	＜水辺の保全＞ ・真木川や葛野川などの河川については、その周辺部も含めて環境を維持することによって渓谷美の保全に努める。	河川
	＜歴史的な景観の保全＞ ・岩殿山を始めとした歴史的資源については、その周辺部とともに歴史的な景観として保全に努める。	歴史資源
	＜巨樹・名木の保全＞ ・笹子峠の矢立の杉をはじめとした巨樹・名木は、本市の魅力を高める重要な資源として保全に努める。	樹木
修復方針	**＜稜線の眺望の修復＞** ・稜線の景観を阻害する送電鉄塔などについては、施設の修繕などにあわせて適切な色使いに改めることなどにより、周辺の景観との調和を誘導する。	稜線
	＜旧甲州街道の道筋や道標などの修復＞ ・笹子峠などに残されている旧甲州街道の道筋や道標などを修復することにより、歴史的な景観の再生を図るとともに観光資源として活用する。	歴史資源

区分	景観形成の方針	方針の対象
創造方針	**＜大月市のゲート空間の景観の創造＞** ・隣接市との境界部においては、本市の入口としての景観演出を行い、ゲート空間として魅力的な景観の創出を図る。	道路
	＜水辺の景観の創造＞ ・多目的ダムの整備によって誕生したシオジの森ふかしろ湖（深城ダム）については、市民の憩いの場となるとともに観光資源としての活用を図る観点から魅力的な水辺の景観の創出に努める。	湖
活用方針	**＜良好な眺望の活用＞** ・秀麗富嶽十二景に代表される良好な眺望点における、人が留まって景観を楽しめる環境づくりを図る。	眺望点
	＜良好な景観を活用するための仕掛けづくり＞ ・良好な景観を有する公園や良好な眺望点については、人々の来訪を促すため、ウォーキングコースの整備やイベントなどの仕掛けづくりを行う。	公園・ 眺望点

② 里山地区

里山地区における景観形成の方針を以下に示します。

区分	景観形成の方針	方針の対象
保全方針	**＜のどかな田園景観の保全＞** ・集落地にみられるのどかな田園景観は、本市の伝統的な景観であることから農業経営基盤の強化や農地の積極的な利活用により保全に努める。	農地
	＜河川の景観の保全＞ ・真木川や葛野川などの河川については、生活排水などの処理により水質の向上を図るとともに、市民の清掃活動などによる河川敷の適切な維持管理などを通じて、良好な河川景観の保全に努める。	河川
	＜歴史的な景観の保全＞ ・点在する社寺や石碑などの歴史的資源については、その周辺部とともに歴史的な景観として保全に努める。	歴史資源
	＜地区のシンボルとなっている巨樹・名木の保全＞ ・賑城（ゆるぎ）のカエデや小和田のサクラなど地区のシンボルとして親しまれている巨樹・名木は、本市の魅力を高める重要な資源として保全に努める。	樹木
	＜地区の伝統的な景観の保全＞ ・地区に伝わる祭礼やイベントなどを継承して、ふるさとの景観を保全する。	伝統・文化

区分	景観形成の方針	方針の対象
修復方針	**＜身近な生活環境における景観の修復＞** ・市民生活に身近な生活道路や集落地内の公園・集会所などの施設を中心とした集落地景観の向上を図る。	集落地
	＜法面・河岸の景観の修復＞ ・斜面の擁壁や河川護岸に見られる周囲の景観から浮き上がったコンクリートむき出しの景観については、周辺景観と調和するよう修復に努める。	法面・河岸
創造方針	**＜河川空間における人と自然がふれ合う場所の創造＞** ・真木川や葛野川などの河川については、人と自然がふれあう機会を創出するために魅力的な空間整備に努める。	河川
活用方針	**＜良好な眺望の活用＞** ・本市の市街地や富士山を一望できるような良好な眺望点における、人が留まって景観を楽しめる環境づくりを図る。	眺望点
	＜良好な景観を活用するための仕掛けづくり＞ ・良好な景観や眺望については、人々の来訪を促すため、ウォーキングコースの整備やイベントなどの仕掛けづくりを行う。	公園・ 眺望点

（2）市街地ゾーンの景観形成の方針

① 一般市街地地区

一般市街地地区における景観形成の方針を以下に示します。

区分	景観形成の方針	方針の対象
保全方針	**＜河川の景観の保全＞** ・桂川や笹子川などの河川については、生活排水などの処理により水質の向上を図るとともに、市民の清掃活動などによる河川敷の適切な維持管理などを通じて、良好な河川景観の保全に努める。	河川
	＜歴史的な景観の保全＞ ・点在する社寺や石碑などについて、その周辺部も含めて歴史的な景観として保全に努める。	歴史資源
	＜住宅地の良好な景観の保全＞ ・桂台ニュータウンやゆりヶ丘団地などの良好な住宅団地については、既存の建築協定等の活用により良好な景観の保全を促す。	住宅地
	＜地区の伝統的な景観の保全＞ ・福地八幡例大祭やさくら祭りなどの地区に伝わる祭礼やイベントなどを継承して、ふるさとの景観を保全する。	伝統・文化

区分	景観形成の方針	方針の対象
修復方針	**＜身近な生活環境における景観の修復＞** ・市民生活に身近な生活道路や市街地内の公園・集会所などの施設を中心とした市街地景観の向上を図る。	市街地
	＜法面・河岸の景観の修復＞ ・斜面の擁壁や河川護岸に見られる周囲の景観から浮き上がったコンクリートむき出しの景観については、周辺景観と調和するよう修復を図る。	法面・河岸
	＜公共施設周辺の景観の修復＞ ・大規模な公共建築物を中心に、周辺の市街地景観を先導する景観拠点となるような修景に努める。	公共施設
創造方針	**＜鉄道駅前におけるゲート空間の創造＞** ・各鉄道駅前では、本市の入口としての景観演出を行い、魅力的なゲート空間の創出を図る。	鉄道駅
	＜桂川及び笹子川における人と自然がふれ合う場所の創造＞ ・桂川及び笹子川については、人と自然がふれあう機会を創出するために魅力的な空間整備に努める。	河川
	＜国道20号大月バイパス沿道部における景観形成＞ ・国道20号大月バイパスの沿道において、本市をシンボリックに表現する景観の創出に努める。	道路
活用方針	**＜良好な眺望の活用＞** ・都留高校近辺や桂台ニュータウン、大月橋周辺など良好な眺望点における、人が留まって景観を楽しめる環境づくりを図る。	眺望点
	＜良好な景観を活用するための仕掛けづくり＞ ・良好な景観を有する公園や良好な眺望点については、人々の来訪を促すため、ウォーキングコースの整備やイベントなどの仕掛けづくりを行う。	公園・ 眺望点

1） 大月駅周辺地区（重点景観形成地区候補地）

大月駅周辺地区は、大月駅を中心に商業地が広がる中心市街地で、本市の賑わいの中心として活力をテーマに重点的な景観誘導を図っていくべき地区です。

この様な地区の特性を踏まえた景観形成の方針を以下に示します。

区分	景観形成の方針	方針の対象
保全方針	**＜地域の伝統的な景観の保全＞** ・かがり火市民祭りなど地域に伝わるイベントなどを継承して、ふるさとの景観を保全する。	伝統・文化
修復方針	**＜身近な生活環境における景観の修復＞** ・市民生活に身近な生活道路などを中心とした市街地景観の向上を図る。	市街地
	＜中心市街地としての賑わいの再生＞ ・大月駅を中心に広がる商業地については、市民や来訪者が集い・交流する本市の中心市街地として賑わいの再生を図る。	中心市街地
	＜公共施設周辺の景観の修復＞ ・大規模な公共建築物を中心に、周辺の市街地景観を先導する景観拠点となるような修景に努める。	公共施設
創造方針	**＜大月駅前におけるゲート空間の創造＞** ・大月駅前では、本市の入口としての景観演出を行い、魅力的なゲート空間の創出を図る。	鉄道駅
	＜中心商業地における魅力的な景観の創造＞ ・大月駅前を中心とした市街地において、本市の中心的な商業地としての魅力的な景観の創出を図る。	中心市街地
活用方針	**＜季節・夜間の景観の活用＞** ・中心市街地において、草花による四季の演出や夜間における景観形成を通じて、景観の変化を楽しめる環境の形成を図る。	中心市街地

2） 猿橋周辺地区（重点景観形成地区候補地）

猿橋周辺地区は、名勝猿橋や八ツ沢発電所一号水路橋などの歴史的な観光資源を中心とした地区で、数多くの観光客をもてなすために、本市の観光施策と連携して重点的に景観誘導を図っていくべき地区です。

この様な地区の特性を踏まえた景観形成の方針を以下に示します。

区分	景観形成の方針	方針の対象
保全方針	**＜河川の景観の保全＞** ・桂川については、生活排水などの処理により水質の向上を図るとともに、市民の清掃活動などによる河川敷の適切な維持管理などを通じて、良好な河川景観の保全に努める。	河川
	＜歴史的景観の保全＞ ・名勝に指定されている猿橋及び周辺の風致景観について、その本質的価値の保全に努める。	歴史資源
	＜地区の伝統的な景観の保全＞ ・山王宮祭りやあじさい祭りなどの地区に伝わる祭礼やイベントなどを継承して、ふるさとの景観を保全する。	伝統・文化
修復方針	**＜身近な生活環境における景観の修復＞** ・市民生活に身近な生活道路や郷土資料館などを中心とした市街地景観の向上を図る。	市街地
	＜宿場町の景観の修復＞ ・名勝猿橋と一体となった猿橋宿の面影を残した景観の修復に努める。	宿場町
	＜公共施設周辺の景観の修復＞ ・大規模な公共建築物を中心に、周辺の市街地景観を先導する景観拠点となるような修景に努める。	公共施設
創造方針	**＜桂川における人と自然がふれ合う場所の創造＞** ・桂川については、人と自然がふれあう機会を創出するために魅力的な空間整備に努める。	河川
活用方針	**＜良好な眺望の活用＞** ・名勝猿橋や猿橋公園の周辺など良好な眺望点における、人が留まって景観を楽しめる環境づくりを図る。	眺望点
	＜良好な景観を活用するための仕掛け作り＞ ・良好な景観を有する猿橋公園や良好な景観を望める桂川沿いの眺望点については、人々の来訪を促すためイベントなどの仕掛けづくりを行う。	公園・眺望点

3） 鳥沢宿地区（重点景観形成地区候補地）

鳥沢宿地区は、市内に点在する旧甲州街道の宿場町の中でも出桁造りの建築物の連なりなどにより、特に旧宿場町の面影が残されていることから本市の歴史を今日に伝える地区として、重点的な景観保全・活用などを図っていくべき地区です。

この様な地区の特性を踏まえた景観形成の方針を以下に示します。

区分	景観形成の方針	方針の対象
保全方針	**＜歴史的な景観の保全＞** ・出桁造りの建築が並ぶ宿場町の面影を伝える歴史的な街並みの保全に努める。	歴史資源
修復方針	**＜宿場町の景観の修復＞** ・市民や地権者の協議により建築物や構造物の色彩・形態などに関するルールづくりを通じて、宿場町の面影を残した景観の修復を促す。	宿場町
活用方針	**＜良好な景観を活用するための仕掛けづくり＞** ・人々の来訪を促すため、良好な景観を有する旧宿場町の街並みを活かしたイベントなどの仕掛けづくりを行う。 ・観光施策などと連携して出桁造りの建築物を活用した休憩施設などの整備を図り、旧宿場町の景観を楽しむことのできる環境の整備に努める。	眺望点

６．景観形成基準

各地区の景観形成の方針に基づき、これを実現化するために景観形成基準を以下のとおり定め、各地区における建築行為等は景観形成基準に則して行われるよう指導することとします。

（１）中山間ゾーンにおける景観形成基準

① 森林地区

■ 基準設定の基本的な考え方

森林地区では、自然景観を保全する観点から小規模な建築物・工作物にまで景観誘導を図ることとします。
また、土地の区画形質の変更や木竹の伐採などを制限することにより、山林を保全することとします。

■ 届出対象行為

本地区における届出対象行為は以下の表に示すとおりとしますが、以下に該当しない建築行為等においても、景観形成の方針に則した景観形成基準への配慮が望まれます。

<table>
<tr><th>行為の種類</th><th colspan="2">届出の対象</th></tr>
<tr><td>建築物
・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更</td><td colspan="2">高さ１５m又は建築面積２５０㎡を超えるもの
（増築又は改築後に高さ１５m又は建築面積２５０㎡を超えるものを含む。）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工作物
・工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更（屋外広告物は除く。）</td><td>煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻その他これらに類するもの</td><td>高さ１５ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>さく、塀その他これらに類するもの</td><td>高さ３ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの</td><td>高さ１５m又は築造面積２５０㎡を超えるもの
（増築又は改築後に高さ１５m又は築造面積２５０㎡を超えるものを含む。）</td></tr>
<tr><td>電柱、送電鉄塔、移動通信用鉄塔その他これらに類するもの</td><td>高さ１５ｍを超えるもの</td></tr>
</table>

行為の種類	届出の対象
開発行為 ・都市計画法第４条第１２項に規定する開発行為	開発区域の面積が１，０００㎡以上のもの
９０日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵	物品の高さ５ｍ又はその用に供されている土地の面積が１，０００㎡を超えるもの
土地の区画形質の変更	行為面積が１，０００㎡を超えるもの
木竹の伐採	面積１，０００㎡を超える伐採を行うもの

【届出を要しない行為】

① 上記の届出対象行為に満たない行為
② 木竹の伐採のうち、次に掲げる行為
　ア　農業又は林業を営むために行う行為
　イ　除伐、間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために行う行為
　ウ　枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
③ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
④ 国又は地方公共団体の行う行為（ただし、届出対象行為については事前協議を要する。）
⑤ 地中又は水面下における行為
⑥ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
⑦ 既着手行為（景観計画の施行日までに着手している行為）

■ 景観形成基準

対象	事項		景観形成基準
建築物及び工作物	位置		１　道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること ２　周辺及び敷地内の建築物などとの調和に配慮した配置とすること ３　既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に活かすように配慮すること
	外観	形態意匠	１　周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること ２　壁面などの意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりある意匠とすること ３　外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、建築物などの本体及び周辺の景観との調和に配慮すること ４　屋外階段、ベランダなどの建築物の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物などの本体との調和に配慮すること
		色彩	１　派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること
		材料	１　周辺との調和に配慮した材料を使用すること ２　地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること ３　耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること

対象	事項	景観形成基準
建築物及び工作物	緑化	1　敷地内においては、緑化に努めること 2　地域の特性にあった樹木の植栽に努めること 3　建築物などが周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること
	その他	1　優れた景観を有する山岳の稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること 2　優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること
開発行為	緑化修景	1　計画的に行われる観光振興の為の施設整備や災害防止・安全確保の観点から行う以外の土地の区画形質の変更は、最小限に留め、自然環境の保全を図ること 2　土地の区画形質の変更が行われた際には、周辺環境との調和を図るための緑化修景を行うこと
	法面・擁壁の造成	1　法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法	1　集積又は貯蔵を始める位置は、公衆が通行又は集合する道路などの敷地境界からできるだけ離れた位置とすること 2　積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること
	遮へい	1　敷地の周囲の植栽を行うなど、公衆が通行又は集合する道路などの場所からの遮へいに配慮すること
土地の区画形質の変更	緑化修景	1　計画的に行われる観光振興の為の施設整備や災害防止・安全確保の観点から行う以外の土地の区画形質の変更は、最小限に留め、自然環境の保全を図ること 2　土地の区画形質の変更が行われた際には、周辺環境との調和を図るための緑化修景を行うこと
	法面・擁壁の造成	1　法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること
木竹の伐採	伐採の方法	1　樹木の保全・育成を基本として、周辺の森林などの景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とすること 2　伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽など）の実施に努めること

② 里山地区

■ 基準設定の基本的な考え方

里山地区では、自然と人の営みの調和を図る観点から一般市街地地区よりも小規模な建築物・工作物にまで景観誘導を図ることとします。

また、土地の区画形質の変更についても景観誘導を図ることにより、良好な田園景観を保全することとします。

■ 届出対象行為

本地区における届出対象行為は以下の表に示すとおりとしますが、以下に該当しない建築行為等においても景観形成の方針に則した景観形成基準への配慮が望まれます。

<table>
<tr><th>行為の種類</th><th colspan="2">届出の対象</th></tr>
<tr><td>建築物
・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更</td><td colspan="2">高さ１５m又は建築面積５００㎡を超えるもの
（増築又は改築後に高さ１５m又は建築面積５００㎡を超えるものを含む。）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工作物
・工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更（屋外広告物は除く。）</td><td>煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻その他これらに類するもの</td><td>高さ１５mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>さく、塀その他これらに類するもの</td><td>高さ３mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの</td><td>高さ１５m又は築造面積５００㎡を超えるもの
（増築又は改築後に高さ１５m又は築造面積５００㎡を超えるものを含む。）</td></tr>
<tr><td>電柱、送電鉄塔、移動通信用鉄塔その他これらに類するもの</td><td>高さ１５mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>開発行為
・都市計画法第４条第１２項に規定する開発行為</td><td colspan="2">開発区域の面積が１，０００㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>９０日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵</td><td colspan="2">物品の高さ５m又はその用に供されている土地の面積が１，０００㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td>土地の区画形質の変更</td><td colspan="2">行為面積が１，０００㎡を超えるもの</td></tr>
</table>

【届出を要しない行為】

① 上記の届出対象行為に満たない行為 ② 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 ③ 国又は地方公共団体の行う行為（ただし、届出対象行為については事前協議を要する。） ④ 地中又は水面下における行為 ⑤ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 ⑥ 既着手行為（景観計画の施行日までに着手している行為）

■ 景観形成基準

対象	事項		景観形成基準
建築物及び工作物	位置		1　道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること 2　周辺及び敷地内の建築物などとの調和に配慮した配置とすること 3　既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に活かすように配慮すること
	外観	形態意匠	1　周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること 2　壁面などの意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりある意匠とすること 3　外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、建築物などの本体及び周辺の景観との調和に配慮すること 4　屋外階段、ベランダなどの建築物の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物などの本体との調和に配慮すること
		色彩	1　派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること
		材料	1　周辺との調和に配慮した材料を使用すること 2　地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること 3　耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること
	緑化		1　敷地内においては、緑化に努めること 2　地域の特性にあった樹木の植栽に努めること 3　建築物などが周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること
	その他		1　優れた景観を有する山岳の稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること 2　社寺、遺跡などの歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること 3　優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること

対象	事項	景観形成基準
開発行為	緑化修景	1　市民生活の利便を図る観点からの公共公益施設の整備や農業振興上の観点から行う以外の土地の区画形質の変更は、最小限に留め、田園環境の保全を図ること 2　土地の区画形質の変更が行われた際には、周辺環境との調和を図るための緑化修景を行うこと
	法面・擁壁の造成	1　法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法	1　集積又は貯蔵を始める位置は、公衆が通行又は集合する道路などの敷地境界からできるだけ離れた位置とすること 2　積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること
	遮へい	1　敷地の周囲の植栽を行うなど、公衆が通行又は集合する道路などの場所からの遮へいに配慮すること
土地の区画形質の変更	緑化修景	1　市民生活の利便を図る観点からの公共公益施設の整備や農業振興上の観点から行う以外の土地の区画形質の変更は、最小限に留め、田園環境の保全を図ること 2　土地の区画形質の変更が行われた際には、周辺環境との調和を図るための緑化修景を行うこと
	法面・擁壁の造成	1　法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること

（2）市街地ゾーンにおける景観形成基準

① 一般市街地地区

■ 基準設定の基本的な考え方

一般市街地地区では、市民生活の利便を損なうことのないよう考慮しながらも、地区に残された歴史的景観の保全や市民の主体的な景観形成への取り組みを推進するため、一定規模以上の建築物・工作物・土地の区画形質の変更に対する景観誘導を図ることとします。

なお、建築協定・緑地協定等によって良好な住宅地景観が形成されている桂台ニュータウン、ゆりヶ丘団地における市民主体の景観の維持に向けた活動への支援や重点景観形成地区候補地とはならないまでも、宿場町としての本市の歴史を現在に伝える出桁造りの建築物の保全など地域の実情に応じた適切な景観誘導を図るものとします。

■ **届出対象行為**

本地区における届出対象行為は以下の表に示すとおりとしますが、以下に該当しない建築行為等においても景観形成の方針に則した景観形成基準への配慮が望まれます。

<table>
<tr><th>行為の種類</th><th colspan="2">届出の対象</th></tr>
<tr><td>建築物
・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更</td><td colspan="2">高さ１５m又は建築面積１，０００㎡を超えるもの
（増築又は改築後に高さ１５m又は建築面積１，０００㎡を超えるものを含む。）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工作物
・工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更
（屋外広告物は除く。）</td><td>煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻その他これらに類するもの</td><td>高さ１５mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>さく、塀その他これらに類するもの</td><td>高さ３mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの</td><td>高さ１５m又は築造面積１，０００㎡を超えるもの
（増築又は改築後に高さ１５m又は築造面積１，０００㎡を超えるものを含む。）</td></tr>
<tr><td>電柱、送電鉄塔、移動通信用鉄塔その他これらに類するもの</td><td>高さ２０mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>開発行為
・都市計画法第４条第１２項に規定する開発行為</td><td colspan="2">開発区域の面積が１，０００㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>９０日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵</td><td colspan="2">物品の高さ５m又はその用に供されている土地の面積が１，０００㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td>土地の区画形質の変更</td><td colspan="2">行為面積が１，０００㎡を超えるもの</td></tr>
</table>

【届出を要しない行為】

① 上記の届出対象行為に満たない行為
② 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
③ 国又は地方公共団体の行う行為（ただし、届出対象行為については事前協議を要する。）
④ 地中又は水面下における行為
⑤ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
⑥ 既着手行為（景観計画の施行日までに着手している行為）

■ **景観形成基準**

対象	事項		景観形成基準
建築物及び工作物	位置		1　道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること 2　周辺及び敷地内の建築物などとの調和に配慮した配置とすること 3　既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に活かすように配慮すること
	外観	形態意匠	1　周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること 2　壁面などの意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりある意匠とすること 3　外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、建築物などの本体及び周辺の景観との調和に配慮すること 4　屋外階段、ベランダなどの建築物の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物などの本体との調和に配慮すること
		色彩	1　派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること
		材料	1　周辺との調和に配慮した材料を使用すること 2　地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること 3　耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること
	緑化		1　敷地内においては、緑化に努めること 2　敷地境界においては、緑化に努めること 3　地域の特性にあった樹木の植栽に努めること 4　建築物などが周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること
	その他		1　優れた景観を有する山岳の稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること 2　社寺、遺跡などの歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること 3　優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること 4　都市施設の集積する商業地域において、道路境界線から後退することにより生じた空地は、道路と一体となった開放的な空地とするように努めること
開発行為	緑化修景		1　土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと
	法面・擁壁の造成		1　法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法		1　集積又は貯蔵を始める位置は、公衆が通行又は集合する道路などの敷地境界からできるだけ離れた位置とすること 2　積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること
	遮へい		1　敷地の周囲の植栽を行うなど、公衆が通行又は集合する道路などの場所からの遮へいに配慮すること

対象	事項	景観形成基準
土地の区画形質の変更	緑化修景	1　土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと
	法面・擁壁の造成	1　法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること

1）　大月駅周辺地区（重点景観形成地区候補地）

■ 基準設定の基本的な考え方

大月駅周辺地区は、本市の中心市街地として重点的に景観誘導を図っていくべき地区であることから、今後、地区の住民・権利者などの主体的な協議により地区の目指すべき景観のあり方を明らかにするとともに、具体的な景観形成の方針を定めて景観誘導を図ることとし、当面の間は一般市街地地区の景観形成基準を準用します。

2）　猿橋周辺地区（重点景観形成地区候補地）

■ 基準設定の基本的な考え方

猿橋周辺地区は、名勝猿橋を訪れる多くの観光客をもてなす本市を代表する観光・景勝地として重点的に景観誘導を図っていくべき地区であることから、今後、地区の住民・権利者などの主体的な協議により地区の目指すべき景観のあり方を明らかにするとともに、具体的な景観形成の方針を定めて景観誘導を図ることとし、当面の間は一般市街地地区の景観形成基準を準用します。

3）　鳥沢宿地区（重点景観形成地区候補地）

■ 基準設定の基本的な考え方

鳥沢宿地区は、旧甲州街道の宿場町に残された歴史的街並み景観を保全するとともに、観光資源などとして活用していくべき地区であることから、今後、地区の住民・権利者などの主体的な協議により地区の目指すべき景観のあり方を明らかにするとともに、具体的な景観形成の方針を定めて景観誘導を図ることとし、当面の間は一般市街地地区の景観形成基準を準用します。

※重点景観形成地区候補地では、当面の間は一般市街地地区と同様の基準を準用しますが、地区にふさわしい独自の基準を住民・地権者などが自ら設定する事が望ましいことから、今後の住民・地権者などの参加によって重点景観形成地区の範囲や届出対象とする行為、景観形成基準について協議・検討を行うこととし、合意形成が図られた場合は本景観計画を変更して反映するものとします。

7．景観資源等の質的向上に関する事項

前項の景観形成基準に加えて、大月市の景観を向上させる観点から以下の事項について定めるものとします。

（１）景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

本市固有の景観を形成している景観資源や地域の目印となって市民から親しまれている景観資源など良好な景観づくりを進める上で重要となる景観資源を維持・保全するため、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」を指定します。

なお、これらの指定にあたっては、土地・建物の所有者などとの協議を行い、「大月市景観審議会」の意見を聴くものとします。

① 景観重要建造物の指定の方針

本市の歴史・文化などが感じられる建造物で、次に示す事項に該当する景観形成上重要な建造物を景観重要建造物として指定することができるものとします。

【指定の方針】

- 旧甲州街道の宿場町や近代産業の発展に関わるなど本市の歴史、文化をあらわす建造物
- 市又は地域の象徴や目印となって、多くの市民や地域住民に親しまれている建造物
- 気候風土に根ざした特徴的な形態意匠を有する建造物

② 景観重要樹木の指定の方針

地域の象徴となっている樹木で、道路・その他公共空間から確認することができるもののうち、次に示す事項に該当する景観形成上重要な樹木を景観重要樹木として指定することができるものとします。

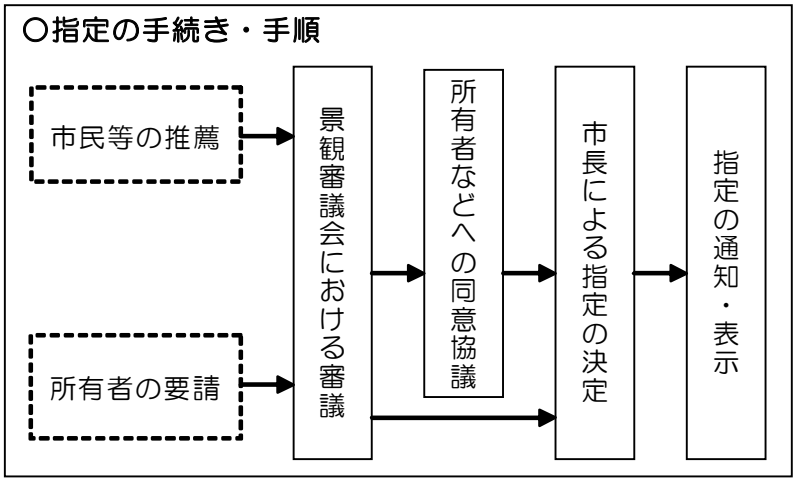
【指定の方針】

- 市又は地域の象徴や目印となって、多くの市民や地域住民に親しまれている樹木
- 外観(樹高や樹形など)に特徴があり、良好な景観づくりに寄与する樹木
- 気候風土に根ざした特徴的な外観を有する樹木
- 地域に古くからある樹木で、放置するとその維持や保全が困難なものとなる樹木

③ 指定に係る手続き

指定にあたっては、所有者・市民などからの推薦を受けるとともに市として保存することが望ましいと考える建造物・樹木について、景観審議会の審議を経て市長が指定することとします。

なお、指定に係る手続き・手順は右図のとおりとします。



（2）景観重要公共施設等の整備に関する事項

良好な景観形成を推進するためには、市民共有の財産として日常的に目にふれる機会が多い「公共性」への配慮や整備された道路などに沿って街並み景観が形成されるなどの「基盤性」を持つ公共施設自体の景観のあり方が重要となります。

また、景観形成を行うにあたり行政が先導して市民との協働を促進することが重要であることから、今後は良好な景観形成に寄与すべき公共施設を「景観重要公共施設」に指定して積極的な景観形成を図るものとします。

なお、これらの指定にあたっては、公共施設管理者などと協議を行い、「大月市景観審議会」の意見を聴くものとします。

【指定の方針】

- 本市の景観の骨格となる軸や拠点を構成する公共施設等
- 景観資源の周辺など景観形成を一体的に推進する必要がある地域にある公共施設等
- 地域住民や事業者などが積極的に景観形成に取り組んでいる地域にある公共施設等
- 整備により周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待できる公共施設等
- 大規模かつ重要な施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与える公共施設等
- その他、良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を重点的に推進すべき地域にある公共施設等

※公共建築物等は、景観重要公共施設ではなく、景観重要建造物として指定するものとします。

【指定が想定される景観重要公共施設の例】

道路	・国道20号 ・中央自動車道	・国道139号	など
河川	・桂川 ・笹子川	・葛野川 ・浅利川	など
橋梁	・猿橋	・茜橋	など
都市公園	・桂川ウェルネスパーク	・猿橋公園	など

（3）重要郷土景観の保全

活力ある大月市ならではの景観を維持するためには、市民生活に根ざした祭礼やイベントなどを保全していくことが重要となることから、地域の賑わいや良好な景観形成に寄与する行事を「重要郷土景観」とし、観光施策と連携して市内外に対する積極的なＰＲを行い、行事の保全を図るものとします。

（４）屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

① 屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項

屋外広告物は、市民や来訪者に多くの情報を提供するだけでなく、その形態意匠によって街並みの景観を演出する重要な要素でもあります。

一方、華美な色づかいの屋外広告物や巨大な屋外広告物は、周辺の景観との調和を著しく欠き、本市の景観を損ねるおそれがあることから「山梨県屋外広告物条例」の適切な運用を図るとともに、重点景観形成地区（候補地）を中心に「山梨県屋外広告物条例」による「景観保全型広告物規制地区」を指定するなど必要に応じて本市独自の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限について検討します。

② 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

【景観計画区域における行為の制限】

・山梨県屋外広告物条例の規定では、景観計画区域は禁止地域を除き第一種ないしは第二種許可地域となることから、景観形成方針に示す景観形成を進めるために同条例に基づき屋外広告物の位置、形状、高さ、表示面の大きさなどを適切に誘導します。

【重点景観形成地区（候補地）における行為の制限】

・重点景観形成地区においては、地域住民・地権者等との協議に基づいて屋外広告物の掲出等の行為の制限が特に必要な場合は、「山梨県屋外広告物条例」による「景観保全型広告規制地区」を活用して広告物の位置、形状、高さ、表示面の大きさ、素材、色彩などの詳細な取り決めを行うことができます。

８．景観計画推進方策の検討

本市の景観は、緑豊かな自然環境を背景として、市街地や集落地、道路、河川といった多様な景観要素で構成されています。

このため、市の将来像を景観形成の側面から実現する上では、公共施設を整備・維持管理する行政はもとより、景観要素の大部分を所有あるいは維持管理・利用する市民、景観に影響を与える活動を行う事業者など、景観形成に関わる全ての主体が適切に役割分担をしながら連携することが不可欠となります。

そこで、基本目標である「資源と人を活かして取り組む景観づくり」という視点に立ち、市民・事業者、行政が協力し合うための基盤となる「推進体制づくり」、行政による「市民などの主体的な取り組みへの支援」、市全体として総合的で統一的な取り組みを進めるための基本となる「ルールづくり」の３つを柱とした施策の展開に努めます。

（１）景観計画の推進体制づくり

景観は、市民・事業者・行政などのそれぞれの取り組みの結果として生み出されるものであることから、各主体の役割分担と協働による「推進体制づくり」の取り組みを以下に示します。

① 市民・事業者が主体となった組織体制の確立

◆ 市民・事業者が主体となった組織の育成

・景観形成は、息の長い着実な取り組みによって実現されることから身近な景観を保全・創出するための様々な活動を重視します。このため、個人による日常的な清掃活動などはもとより、自治会や商店街組合など既存の組織を中心とした道路の緑化、花壇の設置・維持管理など、公共空間も含めた景観の魅力を高める活動の継続的な実施に努めます。

・農地や山林、里山の保全、道路や河川などの公共空間の維持管理など、現在行われている市民活動を支援するとともに、市民の景観に対する興味や関心などに応じて参加可能なボランティア組織やリーダーの育成に努めます。

◆ 市民景観モニター制度の導入

・景観計画などの景観に関わるルールに適合しない恐れのある土地利用や建築物の建築などを監視するとともに、地域における良好な景観形成の取り組みなどを市の景観担当に報告する役割を担う市民景観モニター制度の導入を検討します。

② 庁内組織体制の強化

◆ 景観計画推進会議の設置

・景観計画を効果的に推進するためには、庁内の様々な行政分野の総合的・一体的な取り組みが求められることから建築、土木、環境、産業などの各行政分野が参加する組織として、景観計画推進会議の設置を検討します。

③ 協働体制の構築

◆ 重点景観形成推進会議の設置

・重点景観形成地区候補地の良好な景観形成を推進していくために、地区代表者及び利害関係者との協議、調整を図りながら課題解決を図っていくための組織として「重点景観形成推進会議」を設置します。

◆ 大月市景観審議会の設置

・本市の総合的な景観施策に関わる重要事項に関する審議を行うとともに、望ましい景観形成に向けた取り組みの審査などを行う組織として「大月市景観審議会」を設置します。

（2）市民などの主体的な取り組みへの支援

良好な景観づくりには、市民・事業者・行政などの主体的な取り組みが重要であることから、市民などの主体的な景観づくりを支援する取り組みを以下に示します。

◆ 景観づくりに関する情報の提供

・市民、事業者などと景観形成の基本目標などを共有し、主体的な景観づくりの取り組みを促進するために、ホームページやパンフレットなどを通じて景観計画の周知を図ります。

・景観形成上の課題を共有するとともに、規制・誘導に関わる制度の必要性と効果への理解を促すため市民などに確実に情報が行き渡るよう「広報おおつき」やホームページなどの様々な媒体、説明会などの機会を十分に活用して、景観づくりに関する情報の適切な提供に努めます。

◆ 専門家の紹介・派遣

・市民や事業者による景観形成活動を支援する観点から、山梨県の景観アドバイザー活用事業等を利用するなどして、専門家の紹介や派遣を行うことを検討します。

◆ 景観づくりに関する表彰制度の導入

・市民や事業者による主体的・積極的な景観形成活動を促す観点から、景観計画に基づく良好な景観形成に寄与した優れた建築物や街並みなどの所有者・設計者・施行者や継続的な景観づくり活動を行う組織を対象とする表彰制度の導入を検討します。

（3）景観づくりに向けたルールづくり

良好な景観づくりに向けて、一定のルールのもとで景観形成を行うための取り組みを以下に示します。

◆ 事前協議制度の導入

・良好な景観に対する価値観は多様であり、良好な景観形成を進めるためには基準による審査に加えて、市民・事業者・行政の協働による創意工夫が不可欠であることから、三者の協働の機会として本景観計画に基づく届出の前に協議の場を設ける事前協議制度を検討します。

◆ 重点景観形成地区における独自基準の設定

・地域の特性を活かした良好な景観形成を推進するため、重点景観形成地区候補地における住民・地権者などの協議と合意に基づき、地域の景観形成方針に則した景観形成基準を設定します。

◆ 公共サイン計画の運用

・市民や来訪者に様々な情報や案内を提供するとともに、本市の景観の魅力を高めることにも寄与する質の高い案内板やサインを「大月市公共サイン計画」に基づき適切に整備します。

◆ 景観条例の制定

・本景観計画の実効性を確かなものとすることから「大月市景観条例」を制定します。

附　資料編

１．景観計画の策定経過

本計画は、庁内組織である「大月市景観計画策定庁内検討会」における検討に加えて、市民参加による「大月市景観計画策定委員会」、「大月市の景観を考えるまち歩き」、「住民説明会」の開催などを経て策定されました。

策　定　経　過		内　容
平成23年度	平成23年12月	第１回　景観計画策定庁内検討会
	平成24年１月	第１回　景観計画策定委員会
	平成24年２月	第２回　景観計画策定庁内検討会
	平成24年３月	第２回　景観計画策定委員会
平成24年度	平成24年４月	第１回　大月市の景観を考えるまち歩き
	平成24年５月	第３回　景観計画策定庁内検討会
		第３回　景観計画策定委員会
	平成24年６月	第２回　大月市の景観を考えるまち歩き
		第３回　大月市の景観を考えるまち歩き
	平成24年７月	第４回　景観計画策定庁内検討会
		第４回　景観計画策定委員会
	平成24年８月	第１回　住民説明会
	平成24年９月	第５回　景観計画策定庁内検討会
		第５回　景観計画策定委員会
	平成24年10月	第６回　景観計画策定庁内検討会
	平成24年11月	第６回　景観計画策定委員会
	平成24年12月	第２回　住民説明会
	平成24年12月 ～平成25年１月	パブリックコメントの実施
	平成25年１月	第７回　景観計画策定庁内検討会
		都市計画審議会の意見聴取
	平成25年２月	第７回　景観計画策定委員会
		市議会への説明
	平成25年３月	景観条例の制定

（1）大月市景観計画策定委員会

実効性のある景観計画を策定するために、様々な観点から計画案を協議する「大月市景観計画策定委員会」を設置しました。

「大月市景観計画策定委員会」は学識経験者、市議会議員、関係行政機関、各種関係団体、市民代表(公募)等で構成され、平成24年1月27日に市長からの委嘱を受け、景観計画策定にご尽力いただくこととなりました。

全体で７回の会議が開催され、その成果として「大月市景観計画（案)」をまとめ、平成25年2月12日に市長へ提出しました。

① 設置要綱

大月市景観計画策定委員会設置要綱

（設置）
第１条　大月市の景観計画及び景観条例を策定するため、大月市景観計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。
（所管事務）
第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。
（１）　景観計画及び景観条例の内容に関すること。
（２）　その他委員会において必要と認める事項
（組織）
第３条　委員会は、２０人程度の委員をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）　学識経験者
（２）　市議会議員
（３）　関係行政機関の職員
（４）　各種関係団体
（５）　市民代表（公募）
（６）　市職員
（委員の任期）
第４条　委員の任期は委嘱の日から、第２条に規定する任務が終了するまでの期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員及び副委員長は、委員の互選によりこれを決める。
３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。
２　委員長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、産業建設部地域整備課において処理する。

附　則
この要綱は、公布の日から施行する。

② 開催記録

日　　時	検　討　内　容
第１回 平成24年1月27日	・景観に対する認識共有 ・景観法及び景観計画の概要
第２回 平成24年3月2日	・景観資源の整理・把握 ・景観構造から見た景観特性の把握 ・景観形成における課題の整理 ・景観計画の理念と目標
第３回 平成24年5月28日	・景観の将来像及び基本目標 ・景観計画区域の設定
第４回 平成24年7月24日	・景観形成の方針 ・景観形成の基準
第５回 平成24年9月21日	・景観形成方針及び景観形成基準 ・景観資源の質的向上に関する事項 ・景観計画推進方策
第６回 平成24年11月16日	・景観計画（素案）の検討
第７回 平成25年2月7日	・景観計画（案）の決定









③ 委員名簿（敬称略・順不同）

委　員　名	職　名　等	備　　考
前田　昭彦	都留文科大学 教授	委員長
星野　喜忠	大月市都市計画審議会 会長	副委員長
山田　善一	市議会議員	
卯月　政人	市議会議員	
河西　悦子	大月市女性交流会 副会長	
土屋　安男	大月市文化財審議会 委員	
中田　民雄	大月市公民館連絡協議会	
奈木　正次	大月市観光協会	
小俣　　孝	大月商店街協同組合 理事長	
天野　統一	大月青年会議所 理事長	
志村　忠義	大月市観光ボランティア	
長田　重知	大月区 区長代理	
和田　昌弘	御太刀区 副区長	
佐藤　安孝	猿橋区 区長	
井上　　久 （平成 24 年９月まで）	東京電力（株）山梨支店 大月支社	
中込　　仁 （平成 24 年 10 月以降）		
大澤　喜代子	市民代表（公募委員）	
小鷹　侑子	市民代表（公募委員）	
河西　秀樹	山梨県富士・東部建設事務所 所長	
星野　雄一	山梨県富士・東部建設事務所	
山口　雅典	山梨県県土整備部 美しい県土づくり推進室 室長	
佐藤　次男 （平成 24 年３月まで）	大月市景観計画策定庁内検討会 会長	
山田　　正 （平成 24 年４月以降）		
天野　　工	大月市景観計画策定庁内検討会 委員	

（2）大月市景観計画策定庁内検討会

景観計画の策定にあたって、策定に関する調査・検討・調整を行うための庁内組織として「大月市景観計画策定庁内検討会」を設置しました。

「大月市景観計画策定庁内検討会」は、産業建設部長を会長として、関係各課の推薦を受けた職員等から構成され、景観形成に関する方針や計画及び事業等の調整など、行政の立場からの景観計画の素案を検討しました。

① 設置要綱

大月市景観計画策定庁内検討会設置要綱

（設置）
第１条　大月市の景観計画及び景観条例を策定のため、大月市景観計画庁内検討会（以下「検討会」という）を設置する。
（所管事務）
第２条　検討会は、大月市景観計画及び大月市景観条例の策定に関する調査、検討、調整等を行うものとする。
（組織）
第３条　検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、産業建設部長をもって充て、副会長は、地域整備課長をもって充てる。
３　委員は、総務部企画財政課及び総務管理課、市民部生活環境課、産業建設部建設課及び産業観光課、教育委員会社会教育課の職員のうち課長等から推薦された職員とする。
また、景観ガイドプラン策定時の庁内検討委員から数名選出するものとする。
（任期）
第４条　委員の任期は、第２条に規定する任務が終了するまでの期間とする。
（会長及び副会長）
第５条　会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
２　会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。
３　副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。
（庶務）
第６条　検討会の庶務は、産業建設部地域整備課において処理する。

附　則
この要綱は、公布の日から施行する。

② 開催記録

日　　時	検　討　内　容
第１回 平成23年12月26日	・景観に対する認識共有 ・景観法及び景観計画の概要
第２回 平成24年2月22日	・景観資源の整理・把握 ・景観構造から見た景観特性の把握 ・景観形成における課題の整理 ・景観計画の理念と目標
第３回 平成24年5月9日	・景観の将来像及び基本目標 ・景観計画区域の設定
第４回 平成24年7月9日	・景観形成の方針 ・景観形成の基準
第５回 平成24年9月5日	・景観形成方針及び景観形成基準 ・景観資源の質的向上に関する事項 ・景観計画推進方策
第６回 平成24年10月29日	・景観計画（素案）の検討
第７回 平成25年1月17日	・景観計画（素案）の検討









③ 委員名簿（敬称略・順不同）

委　員　名	所　　属	備　　考
佐藤　次男 （平成 24 年３月まで） 山田　　正 （平成 24 年４月以降）	産業建設部長	会　長
鈴木　有一	産業建設部地域整備課長	副会長
上條　正巳	総務部企画財政課	
鈴木　計充	総務部企画財政課	
井上　祥子	総務部総務管理課	
上條　宏久	総務部総務管理課	
三澤　弘人	市民部生活環境課	
坂本　和彦	産業建設部建設課	
志村　隆夫	産業建設部建設課	
西山　光也	産業建設部建設課	
後藤　和則	産業建設部産業観光課	
平井　克二	産業建設部産業観光課	
松浦　時雄	教育委員会社会教育課	
稲垣　自由	教育委員会社会教育課	
市川　　学	産業建設部大月駅周辺整備室	平成 10 年景観ｶﾞｲﾄﾞﾌﾟﾗﾝ庁内検討委員
天野　　工	産業建設部地域整備課	平成 10 年景観ｶﾞｲﾄﾞﾌﾟﾗﾝ庁内検討委員
卯月　　勝	教育委員会学校教育課	平成 10 年景観ｶﾞｲﾄﾞﾌﾟﾗﾝ庁内検討委員
小林　まゆみ	中央病院医事管理課	平成 10 年景観ｶﾞｲﾄﾞﾌﾟﾗﾝ庁内検討委員

※ 所属は平成23年12月時点の職位

（３）大月市の景観を考えるまち歩き

景観計画の策定にあたって、大月の魅力の再発見と郷土に愛着と誇りを感じられる景観づくりを目的に「大月市の景観を考えるまち歩き」をコース別に計３回開催しました。

「大月市の景観を考えるまち歩き」では、大月市景観計画策定委員会の委員を中心に、都留文科大学の学生にも加わっていただき、外部の方から見た大月市の景観についても意見交換をしながら、普段見慣れた景観について改めて考える機会となりました。

① 開催記録

	開催日	まち歩きコース
第１回	平成24年4月27日	大月駅周辺コース
第２回	平成24年6月１日	鳥沢周辺コース
第３回	平成24年6月29日	猿橋周辺コース

大月市の景観を考えるまち歩き－１

景観計画の策定にあたって、大月の魅力の再発見と郷土に愛着と誇りを感じられる景観づくりを目的とした、市内の景観を考えるまち歩きを行いました。

当日は、大月市景観計画策定委員会の委員を中心として、都留文科大学の学生さんと前田教授に加わって頂き、外部の方から見た大月市の景観についても意見交換をしながら、普段見慣れた景観について、改めて考える機会となりました。

第1回（4月27日）　　大月駅周辺コース




















大月市の景観を考えるまち歩き－2

景観計画の策定にあたって、大月の魅力の再発見と郷土に愛着と誇りを感じられる景観づくりを目的とした、市内の景観を考えるまち歩きを行いました。

当日は、大月市景観計画策定委員会の委員を中心として、都留文科大学の学生さんと前田教授に加わって頂き、外部の方から見た大月市の景観についても意見交換をしながら、普段見慣れた景観について、改めて考える機会となりました。

第2回（6月1日）　鳥沢周辺コース




















大月市の景観を考えるまち歩き－３

景観計画の策定にあたって、大月の魅力の再発見と郷土に愛着と誇りを感じられる景観づくりを目的とした、市内の景観を考えるまち歩きを行いました。

当日は、大月市景観計画策定委員会の委員を中心として、都留文科大学の学生さんと前田教授に加わって頂き、外部の方から見た大月市の景観についても意見交換をしながら、普段見慣れた景観について、改めて考える機会となりました。

第3回（6月29日）　　猿橋周辺コース




















（4）住民説明会

景観計画の策定にあたり、市民や事業者へ景観計画を周知するとともに、計画案に対するご意見・ご質問を聴取する機会として、平成24年8月に景観計画に対する理解の醸成と意見聴取を目的とした第１回住民説明会、12月には景観計画素案の説明と意見聴取を目的とした第2回住民説明会を開催しました。

住民説明会には、市民の皆さんに出席を頂き、大月市のこれからの景観形成に対し、様々な御意見を頂くことができました。

① 開催記録

	日　　時		開　催　場　所	参加者数
第１回	平成24年8月10日	19時～	・猿橋出張所２階講堂	29人
	平成24年8月11日	14時～	・大月市民会館４階視聴覚室	31人
第２回	平成24年12月9日	10時～	・猿橋出張所２階講堂	20人
		14時～	・大月市民会館４階視聴覚室	14人




第1回住民説明会




第2回住民説明会

大月の景観を考えよう

大月市景観計画の策定に向けた

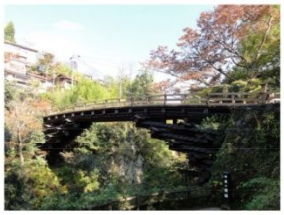
『住民説明会』

開催のご案内

緑豊かな山々や桂川などの大小の河川が織りなす風景、旧甲州街道の街なみや名勝猿橋に代表される歴史・文化的景観、美しい富士山が望める岩殿山を始めとする秀麗富嶽十二景、どれも大月市ならではの特徴的な景観であり、市民共有のかけがえのない財産です。

大月市では、これらの景観を守り、創造し、活かし、次代を担う子どもたちに引き継いでいくため、昨年度より景観法に基づく『大月市景観計画』の策定に向けた取り組みを進めています。

この計画を実効性のある計画とするため、市民の皆さまに広く御理解を頂くとともに、官民一体となった景観形成を芽吹かせる観点から、現在検討中の計画案について御説明するとともに、「景観」に対する問題意識や取り組み、行政への要望等を伺う機会として、住民説明会を開催します。



＜日本三奇橋の一つ、名勝猿橋＞



＜桂川＞



＜岩殿山丸山公園の桜＞

【説明会のプログラム】

① 景観計画策定の背景について
② 大月市での取り組みについて
③ 質疑応答

日　時	会　場
① 8月10日（金）　19時～	猿橋出張所2階 講堂
② 8月11日（土）　14時～	大月市民会館4階 視聴覚室

※景観計画とは

平成 16 年6月に施行された「景観法」に基づいて、景観行政団体となった地方自治体は、景観に影響を及ぼすような建築物や工作物に対して、届出の義務づけや景観調和に向けた勧告を行うことができるようになりました。

この根拠となるのが、望ましい景観の保全・誘導に向けた方針・行為制限等を示した「景観計画」です。

大月市は、平成 24 年 1 月 1 日に景観行政団体となり、「景観計画」に基づく景観行政を推進することが出来るようになりました。

◆お問い合わせ先◆
大月市　産業建設部　地域整備課
都市整備担当
電話：０５５４－２０－１８５５（直通）

大月の景観を考えよう！

大月市景観計画の策定に向けた
『第２回住民説明会』開催のご案内

大月市には、緑豊かな山々や大小の河川が織りなす風景、旧甲州街道の街なみや名勝猿橋に代表される歴史・文化的景観、岩殿山を始めとした美しい富士山が望める秀麗富嶽十二景などのすばらしい景観があります。

大月市では、これらの景観を守り、創造し、活かし、次代を担う子どもたちに引き継いでいくため、『大月市景観計画』の策定に向けた取り組みを進めており、今年の８月には第１回住民説明会を開催し、市民の皆様から数々のご意見を頂きました。

そこでのご意見などを踏まえ、学識経験者や市民代表（公募）などにより構成される『大月市景観計画策定委員会』で検討を重ね、今回、『大月市景観計画（素案）』がまとまりました。

その内容を市民のみなさんに説明するとともに、素案に関するご意見を伺う機会として、第２回住民説明会を開催します。



＜大月の市街地を取り囲む山々＞

【説明会のプログラム】

① 計画策定に向けたこれまでの取り組みについて

② 大月市景観計画（素案）について

③ 質疑応答

【日時・会場】

■ 12月９日（日）

・1回目：10時～ 猿橋出張所２階講堂

・2回目：14時～ 大月市民会館4階 視聴覚室

※１回目と２回目の説明内容は同じものとなります。

みなさんのご参加をお待ちしております。



＜日本三奇橋「猿橋」＞

２．住民アンケート調査

（１）住民アンケート調査の実施概要

①　調査目的

景観計画の策定にあたり、市民の描く本市のイメージを明らかにするとともに、貴重な景観資源に対する認識や景観形成に向けたルールづくりの必要性についての認識などを幅広い観点から把握するために、アンケート調査を下記の要領で実施した。

② 調査概要

・大月市を代表する景観について
・次代に伝えたい景観について
・改善が必要な景観について
・景観づくりのためのルールづくりの必要性について

③ 実施方法

・調査期間　　平成２４年３月９日から３月２６日
・標本抽出　　１，５００票
・抽出方法　　市内在住の住民基本台帳から無作為抽出
・配付回収　　郵送による配付と回収

④ 設問内容

問１　あなたの性別について

問２　あなたの年齢について

問３　あなたの職業について

問４　あなたはいつから大月市にお住まいですか。

問５　あなたのお住まいはどの地区ですか。

問６　大月市を代表すると思う景観はどのような景観ですか。

問７　あなたが「美しい」「良い」「次代に伝えたい」と感じる大月市の景観はどのような景観ですか。

問８　あなたが「改善が必要だ」と感じる大月市の景観はどのような景観ですか。

問９　大月市が良好な景観の維持・形成していくためには、以下の事柄にルールを定めて、制限していく必要があると思いますか。

⑤ 回収結果

回収結果	回答数	構成比
配付数	1,500	100.0%
有効回答数	652	43.5%

地区別	回答数	構成比	地区別	回答数	構成比
笹子町	33	5%	賑岡町	86	13%
初狩町	44	7%	七保町	96	15%
駒橋１・２・３丁目	71	11%	猿橋町	131	20%
御太刀１・２丁目	38	6%	富浜町	95	15%
大月１・２・３丁目	11	2%	梁川町	26	4%
大月町	13	2%	合計	644	100%

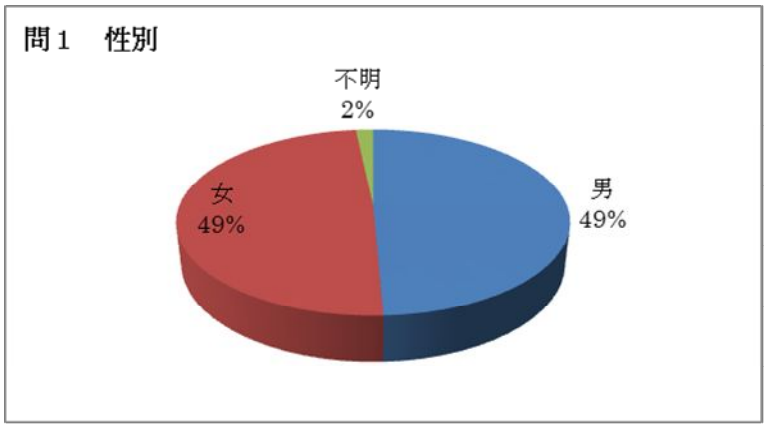
※回答者の内訳（未記入者を含まず）

（２）住民アンケート調査の集計結果

① 回答者の属性

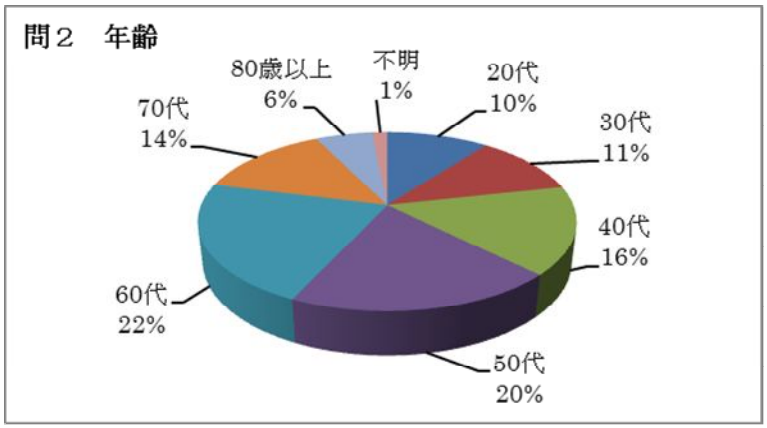
問１．あなたの性別を教えて下さい。

男性・女性が、ほぼ同数の結果となった。



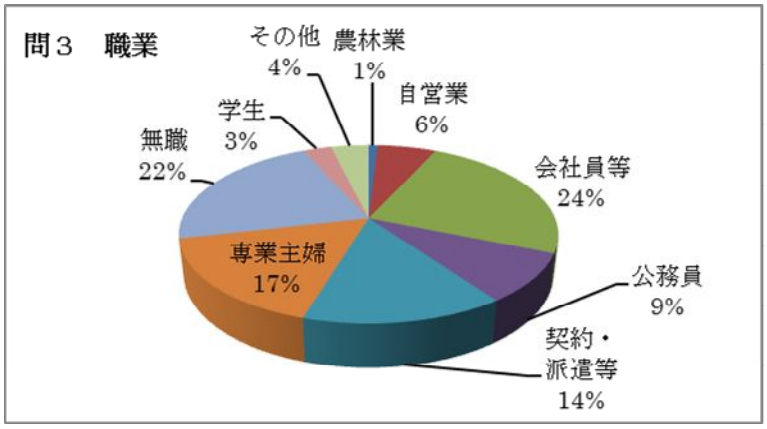
問２．あなたの年齢は、いくつですか。

年齢は60歳代が22%、50歳代が20%と多いものの各世代に幅広く分散している。



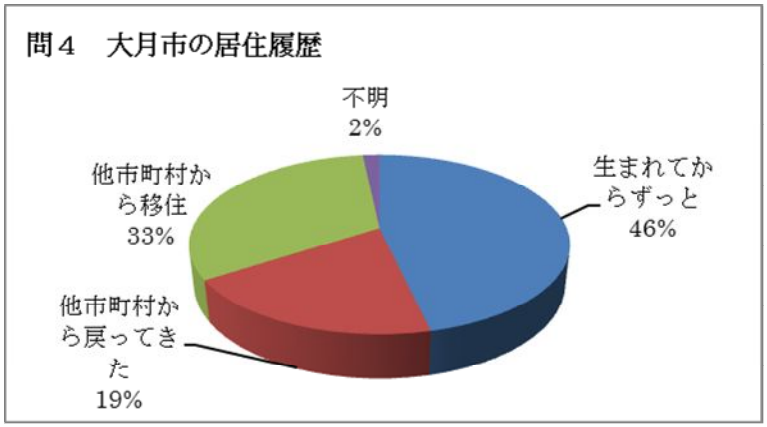
問３．あなたの職業は、なんですか。

職業は、会社員等が24%と最も多く、次いで無職22%、専業主婦17%の順となった。



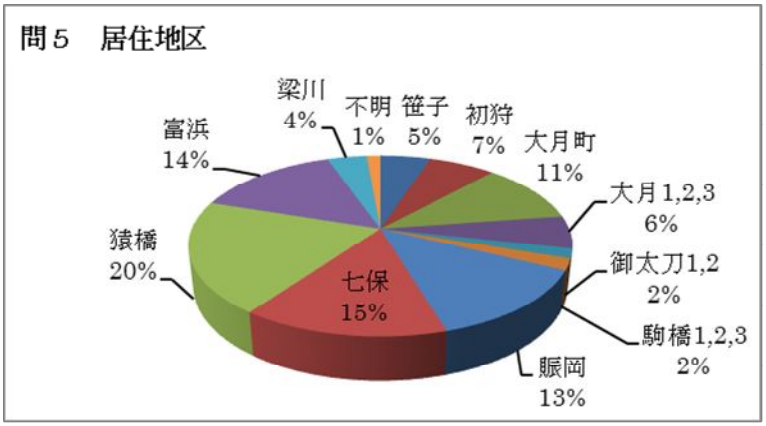
問４．あなたは、いつから大月市にお住まいですか。

「生まれてからずっと大月市に住んでいる」が46%で、「生まれは大月市で他市町村から戻ってきた」が19%あり、回答者の65%が大月市生まれとなっている。



問５．あなたのお住まいは、どの地区ですか。

猿橋町が最も多く20%、次いで七保町15%、富浜町14%、賑岡町13%の順となった。



② 集計結果

問６．大月市を代表すると思う景観は、どのような景観ですか。（自由記述）

市民が抱く大月市のイメージは多岐にわたっているが、岩殿山や桂川に代表される自然的景観資源や猿橋などの歴史的景観資源をおす声が大勢を占めている。

大分類	小分類	回答数
	富士山	111
	自然	85
	岩殿山	82
	山々	33
	桂川	20
	緑・花	15
	空	7
	川・渓谷	5
	その他	4
自然的景観		362
	猿橋	105
	その他	4
	岩殿城跡	2
	宿場町	2
歴史・文化的景観		113

大分類	小分類	回答数
	公園	6
	住宅地	6
	駅	4
	商店街	1
	その他	1
都市的景観		18
	眺望	38
その他		38
合　計		531

※ 複数要素を含む自由回答を分割して集計しているため、意見総数は回収数と一致しない。

問７．あなたが「美しい」「良い」「次代に伝えたい」と感じる大月市の景観は、どのような景観ですか。（自由記述）

問６で回答された「大月市を代表すると思う景観」と同様に、岩殿山や桂川に代表される自然的景観資源や猿橋などの歴史的景観資源をおす声が大勢を占めている。

大分類	小分類	回答数
	岩殿山	92
	富士山	56
	緑・花	47
	自然	41
	山々	31
	桂川	22
	川・渓谷	14
	空	6
	その他	3
自然的景観		312
	猿橋	113
	祭事	8
	宿場町	6
	その他	3
	岩殿城跡	1
歴史・文化的景観		131

大分類	小分類	回答数
	その他	7
	公園	6
	駅	5
都市的景観		18
	眺望	19
	その他	1
その他		20
合　計		481

※ 複数要素を含む自由回答を分割して集計しているため、意見総数は回収数と一致しない。

問８．あなたが「改善が必要だ」と感じる大月市の景観は、どのような景観ですか。

（自由記述）

改善が必要な景観としては、市街地の景観を指摘する声が多く見られ、商業地の賑わいや駅前のシンボル性の不足、空き家や空き地、ごみなどを指摘する声が大勢を占めている。また、自然的な景観では、農地や山林の荒廃を指摘する声が大勢を占めている。

大分類	小分類	回答数
	農地・山林	55
	ごみ	13
	山々	9
	岩殿山	8
	自然	2
	川・渓谷	2
	緑・花	2
	桂川	1
自然的景観		92
	猿橋	7
	宿場町	2
	岩殿城跡	1
	祭事	1
歴史・文化的景観		11

大分類	小分類	回答数
	商店街	121
	空き地	34
	空き家・空き店舗	31
	大月駅北側の空き地	28
	道路	22
	ごみ	22
	駅・駅周辺	18
	公園	9
	市街地全般	8
	建物	7
	その他	6
都市的景観		306
	その他	12
その他		12
合　計		421

※ 複数要素を含む自由回答を分割して集計しているため、意見総数は回収数と一致しない。

問９．大月市が良好な景観の維持・形成していくためには、以下の事柄にルールを定めて、制限していく必要があると思いますか。

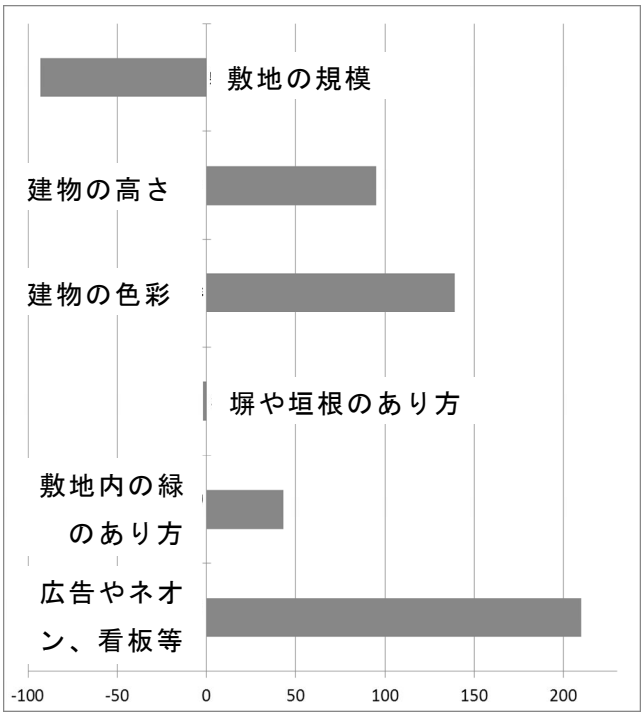
景観づくりのためのルールの必要性については、広告やネオン、看板等の規制が必要とする声が最も多く、次いで建物の色彩、建物の高さ、敷地内の緑のあり方の順で、ルール作りが必要とされている。

一方で、敷地の規模や塀や垣根のあり方については、あまり必要性を感じておらず、敷地規模については、規制は不要とする声が多くなっている。

項　目	必要である	必要ない	わからない	不　明	全　体
敷地の規模	146	239	146	121	652
建物の高さ	281	186	73	112	652
建物の色彩	293	154	84	121	652
塀や垣根のあり方	179	181	114	178	652
敷地内の緑のあり方	230	187	95	140	652
広告やネオン、看板等	336	126	79	111	652

【「必要である」－「必要無い」】

項　目	必要である－必要無い
敷地の規模	-93
建物の高さ	95
建物の色彩	139
塀や垣根のあり方	-2
敷地内の緑のあり方	43
広告やネオン、看板等	210



＜自由記述一覧＞

問６．大月市を代表すると思う景観

	意　見	回答数
＜自然的景観＞		
富士山	・市内各所から見える富士山	53
	・山々から眺める富士山	33
	・雁ヶ腹摺山から見た富士山（旧５００円札の富士山）	14
	・秀麗富嶽十二景	6
	・大月市内から眺める富士山	3
	・山梨百名山に含まれている大月市周辺の山々。秀麗富嶽十二景の写真展	2
自然	・自然（山、山並み、川、渓谷、木、緑、四季　など）	51
	・山、川の景色	16
	・四季折々の風景	3
	・自然に抱かれた山里	3
	・うっそうとした自然隠れ家的	1
	・きれいな空気と緑、散歩道	1
	・山に囲まれ、緑が溢れる景色	1
	・市内を流れる河川沿いの風景、暮らし、ハイキングを楽しめる 1,000m級の山々	1
	・自然がいっぱい、空気がおいしい、星がキレイ	1
	・自然の中にある小さな街	1
	・自然豊かな場所に、小学校と中学校がある風景	1
	・七保の山の紅葉、川の自然、ヤマメやイワナの魚たち。都会には絶対ない自然、夜の星空はどこにも負けない美しさがある	1
	・手入れのされている山、里、きれいな河川	1
	・手入れの行き届いた田や畑、きれいな水の流れ、紅葉の季節を感じさせる山	1
	・風の谷のナウシカのように、谷と自然が調和しているところ	1
	・豊かな自然と歴史文化との結合	1
岩殿山	・岩殿山	54
	・岩殿山の桜	14
	・岩殿山の四季折々の風景	7
	・街から眺める岩殿山	3
	・猿橋から眺める岩殿山	1
	・岩肌がキレイに見える岩殿山	1
	・身近で手軽に行ける岩殿山	1
	・富士山が見える岩殿山	1
山々	・富士山が見える山々	6
	・幾重にもかさなる山々の風景	5
	・岩殿山、百蔵山、扇山などの山々がある風景	5
	・四方を囲む山々の風景	3
	・青葉、紅葉と四季を通してすばらしい山	3
	・扇山	3
	・登山者がたくさん訪れる山々	2
	・百蔵山	2
	・山紫水明の大月市	1
	・山梨百名山	1
	・真木の奥、浅利の奥、瀬戸、朝日小沢、岩殿山、猿橋	1
	・目の前の高川山のすばらしさ	1

意　見		回答数
桂川	・桂川、桂川渓谷	7
	・桂川の四季	4
	・桂川の鮎釣り	3
	・猿橋周辺の桂川渓谷	2
	・桂川の風景	2
	・桂川の清流はいつも美しい川であり、多くの釣り人を呼ぶような川でありたい、山も同様である	1
	・深い絶壁の下で流れる桂川、深い絶壁のため、緑や紅葉と桂川との美しい景色	1
緑・花	・矢立の杉	6
	・３６０°どの方向にも緑が豊富な風景	2
	・花畑があちこちにあり、次々と咲いている所がある	1
	・各駅からの眺め、新緑、紅葉など	1
	・桜咲く山林、奥多摩へつづくドライブコース	1
	・松姫の紅葉	1
	・富士見台から登り、山の斜面に咲く、かたくりの花を見る	1
	・木の芽が吹き、山桜のピンクがまじった景色	1
	・小金沢シオジの森	1
空	・満月の夜の東方の空に浮かぶお月様（まさに「大月」の名にふさわしいと思う）	3
	・夜の月の大きさ、星空	3
	・朝焼け、星空	1
川・渓谷	・葛野川	2
	・小金沢渓谷	1
	・小倉地区に私たちが子供の頃、水遊びをして遊んだお釜という渓谷。今は荒れているが、なかなかの景観である	1
	・川と岩場	1
その他	・河岸段丘による豊かな高低差	1
	・蛍が飛びかう景観	1
	・のどかな田園風景	1
	・緑と昔のような景観(村のような)	1
＜歴史・文化的景観＞		
猿橋	・日本三奇橋の猿橋	76
	・猿橋の四季	8
	・桂川から見る猿橋	7
	・猿橋と渓谷	5
	・猿橋を取りまく景観	3
	・猿橋からの風景	2
	・猿橋、月夜	1
	・猿橋があるが駐車場が少なく、バス等が止められない	1
	・猿橋の下は、船でも出して眺めたい	1
	・新猿橋から見た猿橋	1
その他	・駒橋発電所	2
	・七保町葛野御嶽神社(急斜面の階段含む）山並み	1
	・歴史を感じる大月駅	1
岩殿城跡	・岩殿城跡(大月町東方より見る)	1
	・歴史を思わせる岩殿山	1
宿場町	・甲州街道の宿場	1
	・宿場町	1

	意　見	回答数
＜都市的景観＞		
公園	・桂川ウェルネスパーク	1
	・桂川ウェルネスパーク。山の上にあり、その眺めはとても良い。年々植えた木が大きくなり、これからもっとすばらしくなると思う	1
	・桂川ウェルネスパークなどの景観は天下一品である。もっと有効に活用し、県外(首都圏）からの客が増加するよう考えるべきだと思う。	1
	・葛野川サイクリングロード	1
	・深城ダムと公園	1
	・追分の公園の桜	1
住宅地	・岩殿から道路を下って、東京濾器にさしかかる場所からの葛野の風景はとても里山文化を感じる	1
	・空き家が増える地域の情景	1
	・山を削って、その上に住宅が寒々しくある風景	1
	・東京から１時間の過疎化した田舎（通勤も可能なのに）	1
	・平らな土地が少なく、山の谷間に家が並んでいる	1
	・緑が多い街並み	1
駅	・大月駅(駅舎）の景観	3
	・レトロのある７つの駅（懐かしさを残している処）	1
商店街	・シャッター通り	1
その他	・蛇行する街道が多くある風景	1
＜その他＞		
眺望	・岩殿山から眺める景色	26
	・岩殿山、百蔵山、扇山などの山々からの眺望	4
	・桂川ウェルネスパークから眺める景色	3
	・岩殿を大月市外へ向かって下って行く道から見える大月市街と富士山	1
	・甲州砕石から眺める高川山	1
	・山の上から川、鉄道、国道２０号、中央道、そして富士の遠景が見える風景	1
	・大月市の中心の街と富士山が見える所	1
	・緑と水と鉄道がある風景	1

問７.「美しい」「良い」「次代に伝えたい」と感じる大月市の景観

	意　見	回答数
＜自然的景観＞		
岩殿山	・岩殿山の桜	47
	・岩殿山	26
	・岩殿山の四季折々の風景	10
	・岩殿山の岩	2
	・猿橋から眺める岩殿山	1
	・岩殿山（稚児落し）	1
	・岩殿山からの登山道	1
	・岩殿山の丸山公園	1
	・岩殿山から金山地区に行く山道	1
	・桂川ウェルネスパークからの岩殿山は、とても美しい、非常に幻想的	1
	・市街地から見た岩殿山	1

	意　見	回答数
富士山	・市内各所から見える富士山	29
	・山々から眺める富士山	18
	・真木から見える富士山	5
	・岩殿山から眺める景色	1
	・旧５００円札の富士山	1
	・桂川ウェルネスパークからの富士山	1
	・賑岡町畑倉から大月に向かうゆりヶ丘の所、富士山がとても美しい	1
緑・花	・紅葉	16
	・矢立の杉	7
	・新緑と紅葉	5
	・春の桜	2
	・つつじが咲き誇る藤沢（初狩）の道	1
	・遠くまで紅葉狩りに行かなくても、家の前からの緑から赤、黄色に変わる景色	1
	・岩殿山丸山公園の桜	1
	・雁ヶ腹摺山へ行く途中の岩つつじの群生	1
	・紅葉と空気	1
	・桜の花、山百合の花、色々の花の咲いている所（花の生活がほしい）	1
	・笹子町白野の桜	1
	・山の緑	1
	・手入れされた森林。森林セラピーなどができる環境で、自然の大切さを感じられるところ	1
	・秋の紅葉、素朴な里山	1
	・春の緑、手つかずの場所に咲く菜の花など（手入れがない畑）	1
	・小金沢シオジの森	1
	・上和田のダムに向かうと紅葉とハギがとても良い	1
	・植物を大切にしていると感じられること。田や畑、山の緑（身近に花を植えるとか）	1
	・都心から森林浴を体験できるところ、場所	1
	・賑岡町浅利の千本松	1
	・緑の多い景観	1
自然	・山、川の景色	10
	・四季折々の風景	8
	・自然（山、山並み、川、渓谷、木、緑、四季　など）	6
	・何も手を加えていない自然の風景	1
	・各場所の緑の山と富士山の組合せ	1
	・雁ヶ腹摺山周辺の自然	1
	・高いビルやネオンにさらされないところ（四季を感じられること）	1
	・今のままの自然（キレイナ空気、空）	1
	・今日の大月、自然が多い所	1
	・笹子から梁川までの山や川と各地域の歴史文化	1
	・山、谷、川とすばらしい大月、自然の地形のままに、そこに生きる人や家には美しさを感じる	1
	・自然に抱かれた山里	1
	・手入れのされている山、里、きれいな河川	1
	・真木の景観	1
	・多すぎる自然	1
	・南大菩薩などの景観（小金沢山付近等）	1
	・風土に合った花が季節ごとに咲き、自然が感じられること	1
	・豊かな自然	1
	・豊かな自然の中での鮎釣り	1
	・緑と山と富士山の見える場所	1

	意　見	回答数
山々	・山々の四季	4
	・岩殿山、百蔵山、扇山などの山々がある風景	2
	・幾重にもかさなる山々の風景	2
	・四方を囲む山々の風景	2
	・扇山	2
	・百蔵山	2
	・ハイキングができる山・・・・自然	1
	・季節による多彩な山岳景観	1
	・山の稜線の美しさ	1
	・山の連なりに夕日が落ちる時	1
	・山々が近くにある、自然を肌で感じる事ができる	1
	・山梨百名山	1
	・手軽に山歩きが出来るまわりの山々と河原	1
	・春の扇山のつつじ	1
	・春の芽吹き時の山の遠望	1
	・真木、小金沢等	1
	・川霧がたなびく、山々の景色	1
	・大月はやはり山。「雁ヶ腹」から「樽の木尾根」のコースは整備して、ハイカーを呼んだら喜ばれる	1
	・大峠	1
	・鳥沢、山谷から見る山の朝日	1
	・富士山が見える山々	1
	・里山が残っている事（子供達に近くの里山で自然にふれながら育ってほしい）	1
	・林宝山（菊花山、びんぼう山)山頂の展望（富士山の展望、雄大な大自然を体感できる）	1
桂川	・桂川、桂川渓谷	9
	・桂川の四季	6
	・桂川の風景	2
	・梁川町下畑から清水大保呂にわたる桂川渓谷の眺望（紅葉、雪景色が特によい）	1
	・桂川のヤマメ、アユ	1
	・昭和３０年代の桂川の清流の記憶。清流としての桂川	1
	・深い絶壁のため、緑や紅葉と桂川との美しい景色	1
	・猿橋から見た桂川の流れ	1
川・渓谷	・キレイな川・渓流	4
	・小金沢渓谷	2
	・葛野川	1
	・渓流釣りの様子	1
	・小金沢のダム周辺の景観	1
	・深城ダム附近の風景	1
	・真木川の清流、特に遊仙橋から上流	1
	・川で子供が遊んでいる風景	1
	・川に沿った自然（笹子川、桂川）	1
	・奈良子の川	1
空	・岩殿山あたりから見える大きな月	1
	・駒橋あたりから見た事がある大きな月	1
	・月が大きくて美しい	1
	・春夏秋冬を目で耳で感じることができる。決して東京では味わうことはできない。何よりも夜星がとてもキレイなこと	1
	・星空、猿橋	1
	・満月の夜の東方の空に浮かぶお月様（まさに「大月」の名にふさわしいと思う）	1
その他	・手入れの行き届いた畑	1
	・天然蛍(最近は、見かけなくなってしまったが・・）	1
	・藤崎、久保の田園風景	1

	意　見	回答数
＜歴史・文化的景観＞		
猿橋	・猿橋の四季	48
	・日本三奇橋の猿橋	48
	・猿橋周辺の景観	6
	・猿橋と渓谷	5
	・猿橋、月夜	2
	・猿橋から見た桂川の流れ	1
	・猿橋の伝説及び公園からの眺め	1
	・猿橋及び猿橋公園	1
	・桂川から見る猿橋	1
祭事	・岩殿山かがり火祭り	5
	・大月阿波踊り	2
	・さくらまつり	1
宿場町	・甲州街道の宿場町として栄えた街並み	4
	・鳥沢宿、犬目宿等古い家並は次代に伝えたい	1
	・鳥沢宿のたたずまい	1
その他	・駒橋発電所	1
	・桂川沿いの駒橋	1
	・七保町葛野御嶽神社(急斜面の階段含む）山並み	1
岩殿城跡	・岩殿城跡	1
＜都市的景観＞		
その他	・猿橋側から鳥沢方面を見る鉄橋（鉄道ファンのシャッターポイント）	2
	・宮谷小学校	1
	・高い建物がない所	1
	・七保小学校	1
	・八ツ沢発電所の施設	1
	・富浜中学校からの夜の列車(銀河鉄道の様）	1
公園	・猿橋公園	4
	・桂川ウェルネスパークの丘	1
	・広大で自然いっぱい、子ども達の笑顔が集まる桂川ウェルネスパーク	1
駅	・大月駅(駅舎）の景観	2
	・各町に残されている歴史ある小さな建造物でも、良い所が有ると思う 大月駅舎（入口）残してもらいたい	1
	・ＪＲの駅の景観	1
	・大月駅の周辺	1
＜その他＞		
眺望	・岩殿山から眺める景色	9
	・むすび山、高川山、滝子山などの山々からの眺望	5
	・桂川ウェルネスパークからの眺め	2
	・高低差のある街並みを眺められる景観	1
	・鳥沢、桂川にかかる橋から見る風景	1
	・梁川橋からの眺め	1
その他	・大黒屋さんは、観光スポットとして由諸ある食堂。有名な三奇橋	1

問８．「改善が必要だ」と感じる大月市の景観

	意　見	回答数
＜自然的景観＞		
農地・山林	・手入れが行き届いていない田畑、山林	35
	・遊休地(耕作放棄地、山林）が多い	12
	・休耕地の雑草	2
	・針葉樹を減らして、広葉樹を増やす（紅葉がきれいになる、水が豊かになる）	2
	・使われていない土地又は農地に車、トタン等が捨てられている	1
	・整備されない植林地があまりにも多い。小菅村側との比較で、境界を歩くと歴然とする。悲しい思いがする	1
	・中央線の車窓や道路などから見える所の空き地や休耕田。見えない場所の空き地や休耕田も含めて、大月市内をアピールする広告板の設置や季節に応じてなるべく手のかからない、さくら草、レンゲ草、コスモスなど植えればよい	1
	・畑、農地の囲いトタンが汚らしい	1
ごみ	・河川のゴミ	10
	・林道にゴミ、空き缶等、不法投棄物	2
	・山道に落ちているゴミ	1
山々	・山々の登山道の整備	3
	・山林の整備	3
	・高い山が多い	1
	・山が多すぎるところ	1
	・近辺の山々に、もう少し、しっかりとした案内板の設置	1
岩殿山	・岩殿山の丸山公園	3
	・多くの登山者が訪れる岩殿山とその周辺の整備	3
	・岩殿山から眺める富士山に、電柱の電線が入ること	1
	・岩殿山の看板の文字がはげている	1
自然	・桂川、山への道の整備が必要（旧道）	1
	・名所にも少し手を加え、自然が生かせる景観にして欲しい	1
川・渓谷	・せっかく水がきれいなのにふれあいにくい河川	1
	・河川の風景（神奈川県泰野駅前の河川みたいなアイデアが必要）	1
緑・花	・「矢立の杉」までの道路の脇の雑木の中に、アジサイの花など植えこんだらどうか	1
	・松の枯れた立木	1
桂川	・桂川の清流を望む	1
＜歴史・文化的景観＞		
猿橋	・猿橋周辺の景観	4
	・猿橋に桜を植えて春も楽しめるように	1
	・猿橋の橋の中庭にある公衆トイレがきたないので、きれいにする	1
	・猿橋の展望台	1
宿場町	・昔は宿場町だった鳥沢、花咲は宿場町だったおもかげがまったくないのが残念	1
	・大月の街並み、宿場町としての統一感	1
岩殿城跡	・岩殿山の城跡(必要性のないプラネタリウム）	1
祭事	・かがり火祭りも年々お客が減っている。何かみんなを集めるより、中身を変えたりすると街の活性化につなげていけるのではないか	1

意　見		回答数
＜都市的景観＞		
商店街	・商店街（空き店舗、シャッター通り、要活性化）	112
	・自分達のウリを持っていない人が多い商店	1
	・商店が元気のある街、人口増を期待する。優良企業を迎え地元で働けるようにする	1
	・商店街、大月駅裏の空き地	1
	・商店街通り、大月市役所の建物	1
	・大月駅前改善に伴った商店街の整備	1
	・大月市街地商店の壁、シャッターのペイント撤去	1
	・中心街周辺に大月らしさがないこと。大型施設の誘致、建設をするだけでは「らしさ」は生まれないと考える	1
	・電柱、電線。商店街の閉じられたシャッター	1
	・道路が狭くて、活発性を感じない。国中へ行って、大月の道路の狭さを感じ、圧迫感を感じる。大月商店街で買い物するにも駐車場がない。もっと土地の利用を	1
空き地	・空き地	31
	・主要道路沿いの空き地や農地通路	1
	・手入れがされていない空き地	1
	・宅地造成された土地などの空き地	1
空き家・空き店舗	・空き家の有効利用	18
	・街中の空き店舗	5
	・国道沿いの空き店舗の多さは、大月市は淋しいというイメージを与えている気がする	5
	・壊れかけた建物	1
	・旧市街地の古い家屋	1
	・街中商店街だけではなく、すべての地域における、空き地、空き家の整備、管理	1
大月駅北側の空き地	・大月駅北側の空き地の利用	25
	・大月インター近辺、大月駅裏（北）の空き地、街中の空き地の手入れ	1
	・北側の空き地に無料駐車場を造り、駅で南北の通路を造り、夏涼しく、冬温かい空間をつくることによって、観光客の居心地の良い駅、駅前空間ができる	1
	・北側の空地の利用、両方から利用できると便利になると思う	1
道路	・街中の狭い道路の整備	13
	・バイパス道路の整備	1
	・国道、県道、市道周辺総て荒れていること	1
	・国道の狭さ、国道のひび割れ	1
	・市道まわりの危険な木の維持	1
	・大月駅より国道２０号まで、左右に木を植える。大月の街中にも左右に植える	1
	・大月橋	1
	・電線の地中配線(電柱をなくす)	1
	・道からもっと景観をよくすべき	1
	・道路の整備（桂川南岸バイパス）	1
ごみ	・道路や空き地の空き缶、ゴミ	16
	・道路の歩道まわりの雑草の手入れ	3
	・ゴミ置き場周辺	1
	・円通寺（跡地）にあるゴミステーションは撤去すべき	1
	・大月インターのＪＲの土手の手入れ	1

意　見		回答数
駅・駅周辺	・大月駅周辺の改善	9
	・大月駅周辺の空き地	3
	・駅付近のバイク、自転車	1
	・各駅前の発展	1
	・大月駅舎やホームなどの改善	1
	・大月駅周辺	1
	・大月駅周辺の駐車場	1
	・大月駅周辺の土地利用	1
公園	・サイクリングロードの草木の手入れ	3
	・自然は多いが、公園が少ない	3
	・桂川ウェルネスパークの整備	2
	・子供が安心して遊べる公園をもっと増やしてほしい	1
市街地全般	・ごちゃごちゃしている街並み	2
	・国道２０号沿いの街並み	2
	・さびれゆく街（３０年来なにも変わらず）	1
	・看板等の統一、街並みの建物景観の統一	1
	・狭い道路、寂れた商店街、暗い照明	1
	・住む人々の心と自然の調和	1
建物	・空き家になった建物の手入れ	2
	・家のまわりの杉や檜の木を切る	1
	・花のある家（全ての家の庭に）	1
	・花咲ＮＥＣ周辺、工業団地にならないか	1
	・携帯電話の中継局アンテナ	1
	・市役所の景観を良くする、建てなおす	1
その他	・駅の廻りの雑草の多さ並びに植木等の雑草他、停車時に見える景観で、その街の印象が残ってしまう（特に中央線）	1
	・建設会社の資材置き場	1
	・交通量の多い道路側がさびしく感じる（山村の畑に花、梅、桃など目立つ）渋滞時目に入る景観も必要	1
	・公共団地の整備	1
	・大月市に関係のある山、川等の案内表示の整備	1
	・必要でない建物を整備し、取り壊し、市に応じるような都会の方向性でなく、大人も子供も精神やすらぐ景観	1
＜その他＞		
その他	・あちこち土砂崩れのブルーシート	1
	・のどかな風景がほしい	1
	・すぐれた景観は、見えない市民意識、生活の仕組みやルールがしっかりしているからで、景観からそうしたものまでも感じる事ができる。	1
	・広々としていない	1
	・今後のあり方として、四季をイメージ出来る様子、景観づくりに努めて頂きたい	1
	・市民１人ひとりが「街をきれいに」の心が大事	1
	・宣伝や看板が少ない、分かりにくい	1
	・大月は何もないで有名な処となっている、小さな村でも何か１つのもの（宮ケ瀬のクリスマスツリー、１本で地域が潤い大勢の人達が来る）で活性化される	1
	・大月市をアピールする看板の設置	1
	・登山道の整備、休耕地の整備	1
	・美しい富士山が見られる箇所のマップ、案内板の整備	1
	・不自然な色の看板。鉄塔などが、山々の景色を分断している	1

３．用語集

あ

○意匠

建築物や工作物などの形状・模様・色彩などを工夫した装飾・デザイン。

○屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され又は表示されたもの並びにこれらに類するもの（屋外広告物法第2条）。

か

○開発行為

都市計画法第４条12号に位置付けられた、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

○協働

複数の主体が目標を共有して、力を合わせて活動をすること。

○景観アドバイザー制度

市町村の景観づくりを支援するため、景観工学、色彩、都市計画、サインデザイン、まちづくり等の専門家を助言者（景観アドバイザー）として派遣する制度。

○景観行政団体

景観計画の策定など景観法に基づく諸施策を実施することができる地方公共団体。

○景観計画

景観法に基づいて景観行政団体が策定する計画であり、景観計画区域内の建築等に対する景観形成基準を明確化するなどして、良好な景観形成を図るための計画。

○景観計画区域

景観行政団体が策定する景観計画で定められた区域。建築物・工作物の形態意匠の制限などの行為の制限に関する事項が定められる。

○景観重要建造物

良好な景観を形成する上で重要となる優れた建造物を適切に維持・保全するために、景観計画の方針に即して景観行政団体の長が指定する建造物。

○景観重要公共施設

良好な景観を形成する上で重要な道路や河川・公園などのうち、景観行政団体と公共施設の管理者が協議・同意して、景観計画に定められた公共施設。景観計画に整備に関する事項及び占用許可等の基準を定めることになる。

○景観重要樹木

良好な景観を形成する上で重要となる優れた樹木を適切に維持・保全するために、景観計画の方針に即して景観行政団体の長が指定する樹木。

○建築協定

土地の所有者等が合意に基づき、建築基準法等の制限に加えて、敷地の規模や建物の用途等の独自の建築ルールを定めるものであり、参加者により構成される運営委員会において建築行為等に対する審査を行い、一定のルールに基づく街並みの形成を図る仕組み。

○建築行為

建築基準法に位置付けられた建築物を建築する行為。

○工作物

地上又は地中に設置される建物・塀・電柱・橋・トンネル等の総称。

さ

○サイン

目的の場所や施設まで案内・誘導するための標識・地図・案内誘導板等。

○里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

○遮へい

覆いをかけるなどして、人目・光線・電波等からさえぎること。

○スカイライン

山や緑、建物などが、連続して形成する輪郭と空との境界線。

○雑木林（ぞうきばやし）

クヌギやコナラなどの落葉広葉樹で構成される人里に近いところにある林。

○総合計画

地方自治体が策定する全ての計画の基本となる行政運営の総合的な指針となる計画。
本市においては、平成１９年３月に「大月市第６次総合計画」が策定されている。

た

○多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する観点から河川整備や河川管理を行うこと。

○眺望点

良好な眺めを得られる地点、視点の置き所。

○都市マスタープラン

市町村が将来の都市づくりの目標や方針を総合的にまとめた都市計画の指針となる計画。
（都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称）
本市においては、平成10年３月に「大月市都市マスタープラン」が策定されている。

な

○法面

道路整備や宅地造成等に伴う掘削や盛土により形成される人工的な斜面。

は

○パノラマ

四方の風景を遠くまで見晴らすこと。

○パブリックコメント

計画等の案を公表し、広く公（パブリック）に意見・情報・改善案（コメント）などを求める手続。

○バリアフリー

障害のある人や高齢者などが生活する上で、行動の妨げになる障壁を取り除くこと。

ま

○マスタープラン

基本計画、基本設計。

○モチーフ

創作の動機となった主要な思想や題材。

や

○用途地域

土地の使われ方の混在を防ぐことを目的として、都市計画法により、建築物の用途の制限と建築物の建て方のルールが定められている地域。

○擁壁

切土や盛土などによる土圧を支えて、土の崩れを防ぐために設置する構造物、壁。

ら

○緑地協定

土地の所有者等が合意に基づき、緑地の保全や緑化に関する独自の緑化ルールを定めるものであり、参加者により構成される運営委員会において緑地の管理や緑化に対する審査を行い、一定のルールに基づく街並みの形成を図る仕組み。

大月市景観計画

平成２５年３月

大月市役所　産業建設部　地域整備課
〒401-0015　山梨県大月市大月町花咲 1608-19
TEL 0554-20-1855　FAX 0554-20-1533
E-mail chiiki-19206@city.otsuki.lg.jp